

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江上裕子君	2 番	中川泰一君
3 番	水野忠宗君	4 番	渡辺保彦君
5 番	小宅宏君	6 番	鈴木準二君
7 番	山田成利君	8 番	広瀬隆博君
9 番	乾豊君	10 番	若山隆史君
11 番	藤墳理君	12 番	中村ひとみ君
13 番	富田栄次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	藤塚康孝君
総務課長	藤塚正博君	企画調整課長	小森俊宏君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	岡野文紀君
建設課長	多賀靖君	都市計画課長	衣斐浩一君
産業課長	小竹武志君	上下水道課長	川瀬桂一郎君
会計管理者兼 会計課長	藤江和明君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	教育次長兼 学校教育課長	小川裕司君
生涯学習課長	桑原和弘君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	高木智司	書記	石川敦詞
書記	小藪友香		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、6番 鈴木準二君、7番 山田成利君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（若山隆史君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

11番 藤埴理君。

〔11番 藤埴理君登壇〕

○11番（藤埴 理君） おはようございます。

では、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、これより一般質問を行います。

今回は、町職員の労働環境についてお聞きをいたします。

最初に、直近5年間の町職員の退職状況について、もちろん把握をされていることと思いますが、毎年のように比較的若い職員が二、三人退職しております。5年間で、おおよそ10人以上が垂井町役場を去ったこととなります。一人一人の退職理由については把握をされていると思いますが、個人情報等の考慮をした上で、この場ではあえてお聞きをいたしません。

退職に至った者それぞれに様々な理由があり、退職に至った経緯も原因も執行部としてはどのように考えておられるのか、またそのことをどのように分析をされたのか、このような現状を踏まえた上で、垂井町の職員人事にどのような影響があったと考えているのか、中長期的にはどのような影響が出ると考えられるのか、現在の垂井町役場は職場としての労働環境はどのようなのか、今後、労働環境をどのように改善していくべきなのか、様々な要因を洗い出して将来に生かしていかなければならないと思います。

さて、昨今のニュースは上司が部下に対するセクハラやパワハラなどハラスメントの話題があふれております。このような状況が垂井町にあるとは決して思っておりませんが、全くないと言い切れるものでもありません。ハラスメントを受けた側の感じ方は多様であります。いかなるときも、人権を守るべき立場の上司として、その振る舞いや行動を自身で自制していかなければならないのは言うまでもございません。

ところで、職場の労働環境を改善するためには、早い段階での職員の悩みやストレスを解消する方法を考えておく必要があると思います。例えば、職員が様々な抱えている悩みなどを相談できる窓口を設けるのも一つの方法ではないでしょうか。さらに、メンタルケアなどの資格

を有する第三者を配置した上で、職員に対してアンケート調査を実施することで早期に対処できる体制が整えられると考えます。これを機に、職員の働きやすい労働環境をしっかりと整備すべき時期にあります。

民間企業においては、労働環境を健全に保つことが一層重要になると考えられてきています。社内にオープンスペースを設けて、誰もが気軽にドリンクなどを飲みながらフリーなコミュニケーションを楽しむオフィス環境が生まれつつあるとお聞きしております。

我が町の庁舎内でも職員同士が、もっと自由にコミュニケーションが取りやすいスペースを設けてみたらいかがでしょうか。カフェスタイルの空間を庁舎内に設けて、仕事のことはもちろん、プライベートを含めた職員同士のフランクな会話を通して互いの交流を深め、今後の仕事に前向きに取り組み、新たな発想も生まれてくるかもしれません。新しい発想で、これまで以上の事業展開が生まれてくるかもしれません。このような空間を創出すれば、職員同士の交流を通して自身の抱える問題を自ら解決する糸口を見つけることもできます。今後の仕事に対する意欲も生まれてくるような気がいたします。

人は宝と申します。まさに「人財」だと思います。その人という財産はすぐに築けるものではございません。知識や経験を重ね、年月をかけて築き上げていくものなのです。人材育成にはそれなりに時間がかかります。だからこそ、職員が働きやすい環境を整備していく必要があるのです。

今こそ、職員の働きやすい環境を整備した上で、第6次総合計画にある「ひととまちが輝く地域共創都市」を目指して、職員一丸となって垂井町の新たな一歩を踏み出すことができます。

いろいろと申し上げましたが、職員の労働環境は何よりも職員ファーストの発想で取り組んでいただくことが重要であり、そうなることを心より願うばかりです。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 退職に至った経緯・原因を執行部としてどのように考えているのか。
2. 退職の経緯・原因をどのような分析をされたのか。
3. 現在の職員人事に影響はないものと考えているのか。
4. 中長期的には職員人事にどのような影響があると考えられるのか。
5. 現在の垂井町役場が職場として職員の労働環境はどうであるのか。
6. 今後、職員の労働環境をどのように改善していくべきと考えているのか。

以上、町長と総務課長にお聞きをいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 副町長 藤塚康孝君。

〔副町長 藤塚康孝君登壇〕

○副町長（藤塚康孝君） 皆さん、おはようございます。

それでは、藤塚議員の御質問、町職員の労働環境につきまして、それぞれお答えさせていただきます。

最初に、1点目の退職に至った経緯・原因を執行部としてどのように考えているのか。また、2点目の退職の経緯・原因をどのような分析をされたのかについて、関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

職員の退職は、定年に限らず様々な理由があり、またここ数年は想定していなかった比較的若い職員が退職するといったケースもございますが、これらの原因、経緯、分析につきましては、議員も申されましたとおり、職員の退職については個人に関わる内容となりますので具体的な答弁は差し控えさせていただきます。と思います。

その上で、町といたしましては早い段階で適切に職員の意向を把握する必要があるものと考えております。議員からも、アンケート調査の実施について御提案をいただきましたが、町では毎年7月に定年を迎える職員を除く全ての常勤職員に対し、また10月には同様に会計年度任用職員を対象に、翌年度に向けての異動の希望、退職や休業などの意向、再任用の希望、職場環境に関することについての調査を実施しており、職員から提出された内容を確認し、必要に応じて聞き取りをしております。

職員の意向につきましては、異動の場合ですと、その職員が現在の部署で担当している事業の進捗状況、異動を希望している部署で今後展開予定の事業、さらには組織全体としての職員配置・構成など総合的に判断する必要がありますので、全ての職員の意向に沿うことは厳しいものがございますが、できる限り重視するよう努めているところでございます。

また、毎年9月にはストレスチェックを実施し、メンタルヘルス・不調に係る早期発見の対応、産業医との面談などにも努めているところでございます。

町といたしましては、これらの取組と併せて、日常の職員の様子について、目配り、気配り、心配りに努めてまいりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の現在の職員人事には影響はないものと考えているのかにつきましては、先ほどの職員意向調査で退職の意向がある職員を確認した場合には、私が面談し、直接本人の気持ちなどを聞き取った上で、毎年、岐阜県町村会の町職員採用試験において翌年度に必要と見込まれる職員の確保に努めているところでございます。

しかし、意向調査終了後に想定していなかった依願退職や年度途中で退職の申出がある場合もございますので、そのような場合には町独自の経験者採用試験を実施したり、新たに会計年度任用職員を募集したりして職員の確保に努めています。

次に、4点目の中長期的には職員人事にどんな影響があると考えているのかにつきましては、特に若手職員の退職は翌年度での新規採用職員の確保という短期的な課題にとどまらず、中長期的にも、例えばリーダー的存在をはじめとした人材育成、また職員の年齢構成、人事異動、人員配置、役職への登用など、将来にわたって様々な影響が生じるものと考えております。したがって、職員一人一人が垂井町で定年まで働きたいと感じてくれるような組織づくりを意識しているところでございます。

最後に、5点目の現在の垂井町役場が職場として職員の労働環境はどうか、また6点目

の今後、職員の労働環境をどのように改善していくべきと考えているのかにつきましては、議員からもオープンスペースのようなものを設けてみたらどうかといった御提案をいただきましたが、この役場庁舎の建設に当たりましては、当時、町長をはじめ本事業に携わった職員が、住民の皆様にとっても職員にとっても利用しやすい庁舎となることを願って進めてきたと記憶しております。

その一例といたしまして、執務室や会議室以外にワークスペースなどの自由な空間を設け、職員同士で交流や簡単な打合せなどができるようにしております。また、女子更衣室には畳敷きの休憩スペースを設けて、体調が思わしくないときに利用してもらえるような工夫がされております。

また、そのほかといたしましては、先ほど申し上げました職員意向調査、ストレスチェック及び必要に応じて産業医との面談なども行っていますが、それ以外に日常心配な職員がいる場合は声をかけ、また本人が希望する場合は、教育長にもお願いしながら、教育委員会で任用しております臨床心理士との面談の機会を設けるように努めておりますので御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） 副町長、御答弁ありがとうございました。

もう完璧に、我が垂井町役場、労働環境は全て整っておりますよとおっしゃっているような気がいたします。

しかしながら、現実としては働きやすい環境であるかどうかということを実際に考えていらっしゃるのかなど、スペースを用意した、だからいいということではなく、辞めていった人間がどのような経緯をもって辞めたのかということを実際に理解したら、今のような薄っぺらな答弁にはならないのではないかなあというふうに私は感じました。

今まで長年勤めてきた職員であればですけれども、10年以内の職員がほとんどここ10人程度辞めておる実態は、やはりその辺は整っていないというふうに考えていかなければならないと思いますが、その点はどのようにお考えですか。

○議長（若山隆史君） 副町長 藤塚康孝君。

○副町長（藤塚康孝君） 今の御質問でございますけれども、退職された職員につきましてはいろいろな事情がございます。この件につきましては、個人に関わることでございますので控えさせていただきますけれども、その中にはやはり環境、問題に関するものもないとは言いません。しかしながら、そのほかに御結婚で退職されるとか、住所移動で退職されるとかというのがございますので、議員が思っておりますような内容のことはほとんどないと、私のほう、現状いろいろなお話を聞く中でそのようなことはないということを思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） ないという答弁でございましたので、もうこれ以上はお聞きをいたし

ませんが。

では労働環境、先ほどフリースペースの話をしていただきました。本当の意味でフリースペースというのが、まあ確かにバックヤードのほうにワーク型のスペースがあるというふうには僕も知っておりますけれども、じゃあ、そこで自由に議論したり、互いの職員同士のコミュニケーションが取れているのかどうかということは、僕には分かりませんが、その辺はどのように把握されておりますか。

○議長（若山隆史君） 副町長 藤塚康孝君。

○副町長（藤塚康孝君） どのように把握されているかということにつきましては、申されましたとおり、コーヒーを飲んで自由にお話をするような、仲間同士ですね。そのようなことはあまりございません。やはり、いろんな業者との打合せとか、資料の確認、配付何とかというようなことでほとんど使っておりますので、今後におきましてはフリースペースを有効に使うように検討していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳理君） やはり、せっかくあるスペースですので有効活用していただくということは当たり前でございますので、やはり上に立つ人間が、まずそれを有効的に利用できる体制、いわゆる上司と部下という立場にもなろうかとは思いますが、そういった場面を想定したようなスペースになっておるのかなというふうに僕ははたから見ていると感じることであります。

やはり、昔であれば上司が部下を連れて飲みに行くよなんていうことで、お互いのコミュニケーションを取り合ってきたような時代がありましたが、今はなかなかそんなことも難しいのかなというふうには思っておりますので、今こそ、やはりそうした庁舎内、いわゆる職場内にそういうところを設ける必要があるというふうに強く感じるところでございますので、どんな形であれ、それを実現していただけるように、ここにおられる職場の方々が働きやすい、ここでずっと頑張ろうと思ってくれるような意気込みを感じるような職場にさせていただくためにその辺を整備していくお考えがあるのかどうかだけ、最後にお聞きします。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 申し訳ございません。総務課のほうからお答えをさせていただきます。

フリースペースのお話が出ておりますが、役場職員、勤務時間中は一生懸命仕事をさせていただいております。今フリースペースの活用については、課内のほうで打合せがある場合、それから昼食、ランチタイム、こういうような時間につきましては積極的に活用させていただいて、いろんな相談も含めて休憩時間については活用させていただいております。

また、私が申し上げることではないかもしれませんが、本当に町長、副町長も含めて、職員一人一人適切に職務を遂行していただくことで我々が安心して職務に当たることができるとい

うことを常に念頭に置きまして、施設の充実面も含めて、別の部署から例えば異動してきた職員とか、入庁してきたばかりの新規職員をはじめまして、我々管理職が目配り、気配り、心配りを意識させていただいて働きやすい環境づくりに努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 御質問に対します全体的な私の思い、少し触れたいと思いますが、退職者の中には高みを望んで、さらにステップアップしたいという、直接話した職員からもそういう話を聞きました。その中で少し思いますのは、ライフステージの変化がここへ来て日本国にも出てきたのかなと。それはいわゆる人生100年時代、従来でしたら、学校で教育を受けて就労して引退という従来の3つのステージから、いよいよマルチステージのように世の中が変化しつつある。それは人生100年時代、高齢社会を迎える中で元気な高齢者の方々がどんどん増えつつあるといったようなこと、加えて就職して引退まで働き続けることがいわゆる標準でなくなりつつある昨今であるということでございます。

したがって、職員の中にはリスクリングでさらに勉強してとかいう職員も、これから少しずつ水面下といたしますか、自分の居場所、それから様々なステップアップでいろんな考え方をやる職員もこれから出てきようかなという気がいたします。

もちろん、私ども奉職したときには一生涯勤めるという時代でございましたので、そういう意識で勤務することが当たり前のように思っておりましたが、いよいよここへ来て、何も労働環境劣悪から辞めていったかどうかというのは、実態は詳しくは分かりませんが、中にはそういう職員、そういう時代の背景があるというのも少し気にしておるのではないかとこのことを思いましたので、少し私のほうから御回答申し上げた次第でございます。

○議長（若山隆史君） 4番 渡辺保彦君。

〔4番 渡辺保彦君登壇〕

○4番（渡辺保彦君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

私のほうからは、1番目に防犯カメラについて、それから2番目にリフォーム補助金についてということで御質問をいたします。

第1点目、防犯カメラについてですが、垂井地区の中心を東西に走る本通りは、旧中山道ですけれども、朝夕を中心に通勤自動車や自転車などの交通量が多く、鳥居の交差点付近ではスピードを出して走る車や南北からの自動車も多く、交通が混雑することで交通事故の危険性が非常に高いのが現状です。

また、夜間は街路灯の数が少なく薄暗いため、自転車などの高校生、大学生や女性などには防犯上の危険性が高く、またスピードを出して走る自動車が多いことから交通事故に巻き込まれる危険性も高いと思われます。

そうした中で、実際に本年5月25日の夜に鳥居の西の八百郁の前で歩行中の高齢者がひき逃

げされる事故が発生しました。地元の自治会では、対策のための防犯カメラの設置を検討されました。

垂井町では、垂井町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱があり、令和4年4月1日から施行され、防犯カメラを設置する場合の補助金がありますが、防犯カメラを2台設置するとした場合、1台に約20万円で総額で約40万円かかることから、この自治会ではとてもその予算を確保することができない状況にあります。

仮に可能な場合であっても、今回の防犯カメラはその性格上、町の中心で交通の要衝で交通安全や防犯対策として町として設置するのが適当であり、自治会で設置するものではないと思われれます。同じ考えで、地元の垂井地区連合自治会からも要望されているところでもあります。

さらに、最近はお年寄りの行方不明者も多くなってきております。もし、ところどころに監視カメラが設置されていれば、足取りをたどれるなど捜索に貢献でき、どれだけ安全かと思われれます。このように、命を守る防犯カメラは今後はぜひとも必要なアイテムであると思われれます。

そこで、御質問いたします。

現在、町内に防犯カメラはどのぐらい設置されているのか。そのうち、町の補助金を利用して設置したところはあるのか。

2番目に、上記のうち町として設置しているものはどのぐらいあるのか。垂井駅周辺や役場庁舎付近にはあるのか。ある場合、その運用はどのようにされているのか。

3つ目、今まで度々行方不明者が発生していますが、そのとき防犯カメラの活用はあったのか。また、交通事故での活用等があったのか。これは、警察の管轄かもしれませんが。

4つ目、今後、町として防犯カメラを設置する考えはあるのか。交通安全や防犯・治安等の対策として非常に有用であると思われれますけれども。

第2点目のリフォーム補助金について御質問します。

町内にお住まいの定住者向けの住宅のリフォーム補助金につきましては、令和4年度をもって終了いたしました。今年度、令和5年度からは移住定住促進事業として、住宅を新築または購入する場合は20万円相当を地域商品券で助成することになりました。これまでは移住者に限定していましたが、令和5年度からは定住者も対象になり、拡充されたということです。しかしながら、今住んでいる住宅をリフォームしたい方には補助がありません。新築や購入はできないけれどもリフォームしたい住民の方々のために、このリフォーム補助金を活用することはできないでしょうか。かなりニーズもあると聞いています。

以前の補助金は、20万円以上の工事で町内の業者が行って工事費の10%の補助、上限が5万円となっていました。これは町内業者の振興の役割もあったと思います。令和4年度決算ではリフォーム補助金として66件、295万7,000円が支出されております。

令和5年度の移住定住促進住宅支援事業の予算は770万円です。一部を新築や購入だけでなく、定住者のリフォームにも適用できないでしょうか。



そこで御質問いたします。

令和4年度決算でリフォーム補助金の定住者と移住者の内訳はどのようになっているのか。

2つ目、今年度、現在までの移住定住促進住宅支援補助金の件数と金額はどのくらいか。定住者と移住者の内訳はどのようになっているのか。

3つ目、今後リフォーム補助金を復活する考えはあるのか。

以上、御質問いたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、渡辺議員の大きい御質問の1点目、防犯カメラについてと、大きい御質問の2点目、リフォーム補助金についてのうち2点目と3点目の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、防犯カメラについて、生活安全を推進する観点からお答えさせていただきます。

御質問の1点目、現在、町内に防犯カメラはどのくらい設置されているのか、そのうち町の補助金を利用して設置したところはあるのかについてでございます。

現在、町内に設置されている防犯カメラにつきましては、多くの企業や店舗など民間で設置されていると承知しておりますが、その数については町では把握しておりません。垂井警察署は、設置数について公表はしていないということでございます。

次に、町の補助金を利用して設置したところはあるのかにつきましては、議員御案内のとおり、本町では令和4年度から垂井町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱を制定し、犯罪の防止を図り、地域住民の方々にとって安全で安心なまちづくりを推進するため、町内の自治会が防犯カメラを設置する事業に対して補助対象経費の2分の1、20万円を限度とする補助金を交付しています。この補助金の利用につきましては、令和4年度に1件、岩手地区谷自治会が空き巣等の窃盗、不法投棄の監視を目的として、防犯カメラ2台を設置されています。今年度につきましては、まだ交付実績はございません。引き続き補助制度の広報等に努めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目のうち、町として設置しているものはどのくらいあるのかについてでございますが、現在、公共施設以外に町として設置している防犯カメラはございません。

次に御質問の3点目、今まで度々行方不明者が発生しているが、そのとき防犯カメラの活用はあったのか、また交通事故での活用はあったのかにつきましては、垂井警察署に問合せいたしましたところ、行方不明者発生時や交通事故の立証時、防犯カメラ映像を活用した事例がございます。

次に、御質問の4点目、今後、町として防犯カメラを設置する考えはあるのかについてお答えさせていただきます。

防犯カメラの設置は、犯罪の抑止効果と事件・事故等の早期解決のために有効であると認識いたしております。防犯カメラの設置には、維持管理費も含めて多くの財源が必要であり、設

置に伴うプライバシー保護の側面等にも十分留意しなければなりません。町が主体的に設置するためには、その場所に設置する目的が正当であるのか、客観的な必要性があるのか、設置効果がどの程度あるのか、設置状況や運用方法が妥当であるかなど、基準を明確にした上で設置していかなければならないと考えています。

垂井警察署をはじめ関係機関とも連携し、地域の皆様が日々の生活を安心して暮らせるよう他の自治体の取組も参考にさせていただきながら、町全体の防犯対策に取り組んでまいりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、大きい御質問の2点目、リフォーム補助金について、企画調整課が所管しております移住定住促進事業推進の観点から、御質問の2点目と3点目についてお答えさせていただきます。

初めに、御質問の2点目、今年度現在までの移住定住促進住宅支援補助金の件数と金額はどのくらいか、定住者と移住者の内訳はどのようになっているのかについてでございます。

議員御案内のとおり、移住定住促進事業につきましては、垂井町移住促進住宅取得費補助金交付要綱の一部を改正し、町内で転居し定住する方も補助対象者に加えるとともに、同一世帯に18歳以下の世帯員がいる場合は世帯員1人につき3万円を加算する改正を行い、補助内容を拡充して今年度から運用しているところでございます。

御質問の補助金の件数と金額につきましては、現時点の交付実績で46件、1,004万円になります。移住者、定住者の内訳につきましては、移住者に対する住宅の補助で36件、768万円、定住者に対する補助で10件、236万円でございます。また、補助申請の受付段階の方は7件、196万円でございます。全て移住者の方でございます。今年度の総件数は54件、補助金の交付額は1,200万円を予定しております。補助金につきましては、地域振興商品券の交付により補助しております。

御質問の3点目、今後リフォーム補助金を復活する考えはあるのかについてお答えさせていただきます。

企画調整課が所管するリフォーム補助金制度は、垂井町移住促進住宅リフォーム事業補助金交付要綱に基づき、本町に移住する方を対象に補助を行っております。今年度、現時点の補助金交付実績で1件、20万円でございます。こちらも地域振興商品券の交付により補助しております。

議員御提案の本町に定住されている方へのリフォーム補助の拡充につきましては、今のところ検討はしておりません。今後も、常に制度の内容を検証し、見直しを行いながら移住定住促進事業に取り組んでまいりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは、渡辺議員の御質問の1点目、防犯カメラについて、都市計画課が所管いたします垂井駅周辺に設置されております防犯カメラの運用についてお答

えをさせていただきます。

現在、垂井駅周辺には合計25台の防犯カメラが設置されております。その運用に当たりましては、垂井駅周辺施設防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づき、適切な運用に努めているところでございます。

この要綱第2条では、防犯カメラの設置及び運用に当たっては住民のプライバシー及び肖像権を侵害することのないようにしなければならないと規定されております。また、第8条第1項において、防犯カメラで撮影されている映像または記録媒体に記録された映像を閲覧する場合は、あらかじめ管理責任者の承認を得るものと規定されております。

さらに、同条第2項においては、特定の個人の行動を閲覧してはならないと規定されており、閲覧ができる場合としましては捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合、犯罪の発生または発生するおそれがあると認められる場合、個人の生命、身体または財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合など、限られた場合のみ閲覧することができると規定されております。

次に、行方不明者や交通事故の発生時における防犯カメラの活用状況についてでございますが、垂井駅周辺での事件・事故の捜査を理由とした警察からの刑事訴訟法に基づきます照会件数につきましては、令和3年度が4件、令和4年度が6件、令和5年度は現時点におきましては10件となっております。

最後に、垂井駅周辺における今後の防犯カメラの設置についてでございますが、昨今の全国での犯罪発生状況を鑑みまして、垂井駅の北口と南口にごございますトイレ周辺での犯罪の発生が危惧されることから、今後、新たに防犯カメラを設置することを検討してまいりたいと考えております。

今後も垂井駅を安全・安心に御利用いただけますよう、防犯カメラの適切な運用をはじめとした維持管理に努めてまいりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、渡辺議員の1つ目の御質問の防犯カメラについてのうち、2点目の役場庁舎付近の防犯カメラの設置状況と運用、3点目のその活用状況、4点目の今後の設置の考えにつきましてお答えをいたします。

現在、役場庁舎では玄関などの出入口、ロビー、窓口、駐車場など建物内に9か所、屋外には2か所、計11か所にカメラを設置いたしております。こちらは、宿日直による施設警備を目的としたもので、映像につきましては宿日直室で確認ができるようになっております。宿日直業務における庁舎管理に活用しておるところでございます。

また、この映像は録画もされておまして一定期間保存されております。過去には、垂井警察署からの依頼によりまして放置車両の確認、役場庁舎へ来庁された方の行方確認などで利用されたことがございます。

次に、今後の設置予定でございますが、現在建設中のワイワイプラザ垂井におきまして、建物内・屋外につきましてカメラの設置を予定いたしております。

今後につきましても、プライバシー保護に配慮いたしながら適切な運用に努めてまいりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、渡辺議員の2つ目の御質問、リフォーム補助金についてのうち、令和4年度決算におけるリフォーム補助金の定住者と移住者の内訳につきまして、昨年度まで所管をしておりました産業課からお答えをさせていただきます。

令和4年度の移住定住促進住宅リフォーム事業補助金66件の定住者と移住者の内訳につきましては、全て定住者でございます。なお、移住に伴い住宅を新築または購入をされた方に対する移住促進住宅取得費補助金につきましては、45件、878万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 4番 渡辺保彦君。

○4番（渡辺保彦君） いろいろと御答弁いただき、ありがとうございました。

防犯カメラについてですが、やはり最近では以前とはだんだん捉え方というか考え方が変わってきていると思うんです。前は、言われたようにプライバシーがどうだこうだとかということが結構言われていましたけれども、最近ではもうどこにでも防犯カメラがあつて常に撮られているということが、みんながそうやってもう意識して理解しているというふうに思われるんです。それに、何か事件や事故がありましたら、テレビではすぐにその映像がもう流されるということで、事件・事故の解決に非常に役に立っているということが最近では言えます。みんなが治安とか交通安全に役立っていることが分かっているというふうに思いますので、また防犯カメラがあれば犯罪等の抑止にもなると思います。

どうでしょう、町長。一度試しに設置してみて有効かどうかというのを試してもらおうということではできないでしょうか。それも、今の出てきました鳥居の周辺は特に垂井の町なかですので、中心ですので、一度その辺をつけてみて有効なのかどうなのか、そこら辺を確認してみて、それで検証してみて、もしよければ順次広げていくというような方向性を持って来年度に向かってちょっと考えてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 渡辺議員の御質問にお答えしたいと思いますが、基本的にはまだ先ほど企画調整課長からも御回答申し上げましたとおり、設置に当たって正当性であるとか、なぜその場所だったのかとか、客観的な意味合いですね。効果は確かにつければ何らかの、効果がないということには決してならないかも分かりません。それは、私も渡辺議員と同感でございます。

しかしながら、公がつけるということになりますと、なぜあそこなのかということが、起因

をしっかりとしていかないと、他地区にはそんなら必要ないのかとかいうことに波及するおそれがございます。ただ、波及するでつけんということにはつながらないということは私も理解しております。

したがって、限りある財源をどう使っていくかといった場合に、岐阜県がカメラの設置に対して補助制度を設けた、もう既に終了しておるそうでございますが、そういった助成の在り方にしたほうがいいのか否か含めて十分検討したい。いわゆる基準がまだ全然つくってございませんので、ただ概念で、テレビあるいはどこを見てもユーチューブにしても、もう随分とカメラでそういうのを私も直接見たりすることはございますが、プライバシーを決して、やっぱり役所が設置するとなりますとその辺をないがしろにするわけにはまいりません。

過日、県の補助金をつけて某地区でカメラをつけられたときに、岐阜県の担当者から、道路反対側の家の玄関口が映らんように角度の調整をしたりとか、やはりそういったところが、公の設置する場合には当然波及して一考をしていく必要性は十分出てまいりますので。個々人の家のインターホンのところでも今もう既に、インターホンを押したら録画されているようなインターホンも登場しつつあるということで、個人が設置される場合と公と、その辺十分慎重に考える必要がございますので、そういったことでもう少し研究する時間をいただく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（若山隆史君） 4番 渡辺保彦君。

○4番（渡辺保彦君） ありがとうございます。今後、検討していただけるということですので期待しております。

あと、もう一点ですけれども、リフォーム補助金の関係ですが、今議会でも補正予算のほうで移住定住促進住宅支援補助金の増額補正が上がっております。それだけやっぱりこれは人気があるというか、需要がある、ニーズがあるということだと思ふんですね。やはりコロナが明けて、景気もだんだんよくなってきて、家を建てようとか、そういう人も増えてきているというふうに思われます。

今度、国も経済対策で各世帯に給付金とか、あと減税がされますけれども、それは一律国民にやられることです。しかし、このリフォーム補助金等々は家を新築するとかリフォームするとかという目的がある人が使う補助金ですので、やはりそういうお金をもらえるというありがたいか、これが垂井町からもらえればそれなりにやってもらったという効果が大いにあると思ふんですよ。

そうやって、やっぱり垂井町に住んでいたからこういったことが受けられるという非常にいい効果があると思ひますので、ぜひ、今年の岐阜県の住み心地ランキングでも垂井町は岐阜県で第2位という高評価を得ているところでもありますので、こういったサービスをすることによって、こういった好印象ももっともっと上がるんじゃないかというふうに思ひます。

また、以前のリフォーム補助金は町内業者が行うということで、町内業者の育成ということもあったと思ふんですね。そういったことも考えながら、今後復活に向けてちょっと考えても

らえたらどうかなというふうに思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 渡辺議員の御質問にお答えしたいと思います。

過去にリフォーム補助金が大人気だったのは、書類が回ってきたときに私も実感をいたしておりました。それも単年度で終わってはおりません。何とか、たしか3年実施して時限的な扱いにしようということで、というのは、限りないぐらい出てまいりました、びっくりするぐらい。そこで予算も、議会にも追加で補正予算も承りながら実施をしてきたところでございますが、未来永劫続けられればそれにこしたことはございません。垂井はいいことやっておってくれるということはおっしゃるとおりでございますが、次の今、別件でその後をないがしろにするんじゃないに、今度は人口減少の社会を迎える中で、移住してきた方々に20万円の補助を出すということでスタートを切りましたが、なかなかそれでは、あまりそう件数も深まらないといったようなことから、既に垂井町に住んでみえる方が垂井町で家を建てるとした場合も補助の対象にしていこうという、これがまた人気がございます、昨日、清水寺で一文字の字が、今年度の字は「税」という言葉が発表されたところでございますが、大切に目的、きちっと手段に、誤ると皆様方からいただいております税をどう扱うかということでございます。

そこで登場したのが、定住移住の住宅を建てられる方とか、そういう方を対象にして、少しでも税収の上がるように少しメニューを変えたらどうかということの議論になりまして、既に住んでいらっしゃる方はこれまでも決してやってこなかったわけではございません。その経緯を見ながら、次にさらなる事業メニューに変更して、今日に至っておるということでございます。

復活につきましては、財源の工面のこともございますので、そういったことも渡辺議員のほうに御理解賜れたら幸いでございます。何とぞ、決して住み心地の下がることのないように少しでも、これからもしっかりと取り組む必要性は認識しておりますが、少しメニューの変更をかませながら、見直しを図りながら、今求めている方々、特に若い世代の方に住んでもらえ、それから転出しないようにという策にチェンジしたということでございますので御理解賜りたいと思います。

○議長（若山隆史君） 4番 渡辺保彦君。

○4番（渡辺保彦君） どうも、御答弁ありがとうございました。

検討していただけるということですので、今後期待しております。ぜひ、よろしく願います。

では、これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

〔7番 山田成利君登壇〕

○7番（山田成利君） おはようございます。7番 山田成利でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私のほうから、第1点目は垂井町指定天然記念物美濃路松並木の松の木の保守管理について、2点目は美濃路松並木保存の清掃活動について、お尋ねをいたします。

まず、美濃路の松並木の松は、地域の自然、歴史、文化などから特に重要と認められ、昭和45年11月4日にユニチカ南の美濃路に残る47本、北側に29本、南側に18本の松の木が町指定天然記念物と認定をされました。

現存する松並木は非常に貴重で、その後、県内はもちろんですが、県外からの団体観光客が列をなして中山道と美濃路の分岐・追分を通過して松並木が残る美濃路を歩き、大垣方面にハイキングされており、垂井町として美濃路松並木が観光客の誘致に寄与できていることに大変うれしく思っております。

美濃路の歴史を振り返ると、中山道の垂井宿から東海道の宮宿（名古屋）までの約57キロメートルの街道、中山道の木曾谷、東海道の鈴鹿峠や七里の渡しといった難所というところを避けるために多くの方が好んで通行したほか、大名行列をはじめ朝鮮通信使、琉球使節、お茶壺道中などにも利用され、交通量が多く、重要な脇街道で、関ヶ原合戦の後徳川家康が凱旋したためでたい道であったことから、吉例街道と言われております。歴史のある街道です。

美濃路の松並木は、地域の自然、歴史、文化などから見て、樹木の姿が景観上の特徴を有し、地域の景観づくりを進める上で特に重要と認められ、昭和45年に垂井町の指定天然記念物として認定をされました。

この美濃路松並木を後世に伝承すべき、役場建設課、地元的美濃路松並木保存会、垂井青年クラブ、東小学校の児童の皆様方の協力を得ながら、歩行道路の清掃活動や松のこも巻きによる害虫予防、そして行政により松の薬剤による殺虫処置、及び樹木医により松の木の健康診断を実施し、維持管理されております。

現在の松の本数が、令和5年11月に確認したところ49本となっております。松の背丈等を観察しますと、南側の松の本数は民家が立ち並ぶために間引きされて本数は減少しています。北側につきましては、松枯れ補植の関係から若い木から成木まであり、松の間隔がばらばらであり、歴史を非常に感じております。

地元の松並木保存会の皆様や綾戸自治会協議会の皆様が、歩行道路の清掃活動や松のこも巻きによる害虫予防、そして行政より松の薬剤による殺虫処置及び樹木医による松の木の健康診断を実施され、対策処理の都度、記録されて保管されてきております。

まず質問1. 認定当時の松の木は現時点で何本残っているかお伺いをします。

次に、質問2として、町として松が枯れたりした場合、補植はどのように考えておられるのかお伺いをします。

他の市町村においては、松並木の補植用苗木は指定天然物の種子から苗木を生育させ、成木まで成長させた松の木を補植し、伝統を継承しているとのことでしたが、垂井町はどうされているでしょうか。

質問3. 松の根元のコンクリート開口面積についてお伺いをします。

松の木の直径に比べて狭いと指摘が出ております。水分の吸収量及び根元の浮き上がり防止の対策として、開口面積の拡大のお考えはありますか、お伺いをします。

質問4. 事故防止の松の木の傾きの基準化についてお伺いをいたします。

指定の松の木は、県道の両側に並木状に成長しています。経時とともに車道のほうに傾きが出てきています。その傾きにより、大型トラックが対向したときに2列に並んだ場合に、荷台に接触の可能性が出てきております。今後、将来的事故防止のため、松の傾きの基準を決めて、基準から外れた松の木の対応策を決めておく考えはありますか、お伺いをいたします。

次に、第2点として、美濃路松並木歩道の清掃活動についてお伺いをします。

垂井町指定天然記念物美濃路松並木の北側の歩道は、学童の通学路となっています。本年度6月より、小生は新規に美濃路松並木保存会の一員となり、歩道の清掃活動に参加をしております。

歩道の清掃活動につきましては、美濃路松並木保存会の皆様と当該自治会の町内美化デーの一斉清掃とシルバー人材センターの草刈りで清掃活動をしております。

今年度につきましては、7月から9月まで猛暑のため歩道の雑草の生育は著しく、水路の側壁に成長しました雑草がフェンスから歩道側にはみ出し、歩行中の児童の顔に当たる危険性が発生するとともに、用水路の側壁に成長した雑草が成木の状態になり、成木の重みによりフェンスが水路の中に転倒のおそれを生じて危険な状態になっております。そして、車道の側壁に土砂がたまり、排水溝口が詰まり、梅雨どきの雨水が多いときには車道が水浸しになり、運転者にスリップの危険性を発生させるとともに、歩行者に水かけ飛散させ、不愉快な気持ちをさせております。いろいろと問題が出ております。

それでは質問します。

質問5. 水路の除草及び車道の側壁に土砂がたまり問題になっていますが、松並木は地元の保存会の皆様、そして町当局による保存活動は限界があり問題が発生しているのです。今後、管理対応をどのように見直されるのか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 私からは、山田議員の1つ目の御質問、垂井町指定天然記念物美濃路松並木の松の木の保守管理につきましてお答えいたします。

1点目、認定当時の松の木は現時点で何本残っているかにつきましてお答えいたします。

美濃路松並木につきましては、昭和45年11月4日に流交差点から大垣街道踏切までの美濃路沿いにありました松47本が天然記念物に指定されました。その後、指定いたしました木は、松枯れや暴風雨による倒木により本数を減らし、現在のところ指定木は20本となっております。

2点目、松が枯れた場合、補植はどのように考えていますかにつきましてお答えいたします。

補植に際しましては、議員御指摘の指定天然記念物の種子から苗木を生育させ成木まで成長させたものを使用してはおりません。これまでに松枯れ等により伐採しましたところにつま



しては、松並木としての景観を維持するという観点から、昭和63年に松枯れに強い種類の松を20本補植しております。また、平成22年から24年にかけて垂井町文化財保護協会の御協力を得まして、合計23本の松の木を補植しております。そのうち、現在、補植された松は29本残っています。

3点目、松の根元の水分の吸収量及び根元の浮き上がり防止策としてコンクリートの開口面積を拡大してはどうかにつきましてお答えいたします。

松の根元の舗装のされていない開口部につきましては、十分な面積ではないという御指摘でございますが、松の生育環境につきましては以前から問題となっております。松の根元は歩道として利用されているため、開口面積を大きくすれば交通に支障を来します。平成24年度に樹木医に指導を仰ぎ、問題となる箇所のコア抜きを行ってまいりました。アスファルト舗装された松並木部分におきまして、1平方メートルにつき直径10センチの穴を開け、空気や水が直接地面にしみ渡るよう改良を行いました。松並木の東側を中心に約600か所の穴を空けたところでございます。

4点目、交通事故防止のため、傾いた松の木の基準を決め、基準から外れた松の木の対応策を決めておいてはどうかにつきましてお答えいたします。

松の木の傾きについての基準は特に設けてはございません。道路法第30条では、道路上の安全な通行を確保するための建築限界が定められております。この規定に基づき管理を行っているところではございますが、反射シートを巻き、自動車運転者への安全対策を行った上で松の保護を行っております。

美濃路の松並木につきましては、垂井町の歴史を、現在そして未来に伝える大切な文化財であります。明治以降、各地の松並木が道路拡張や松くい虫による被害などで姿を消してしまっている中、先人の努力により奇跡的に生き残ってきたものであります。

町といたしましては、松並木が生活道路上にあるため交通等に支障がないよう配慮しつつ、将来に伝えていく重要なものであるとの認識の下、計画的に保守管理を進めてまいりたいと考えておりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 建設課長 多賀靖君。

〔建設課長 多賀靖君登壇〕

○建設課長（多賀 靖君） 山田議員の2点目、美濃路松並木歩道の清掃活動についてのうち5つ目の御質問、今後の水路・道路の管理対応をどのように見直すかにつきまして、道路・水路を管理いたします建設課からお答えさせていただきます。

初めに、美濃路松並木保存会や綾戸自治会の皆様におかれましては、美濃路である町道垂井綾戸線におきまして落ち葉やごみ回収の清掃活動を実施するなど、道路保全に御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、垂井綾戸線の道路排水でございますが、車道及び歩道の雨水を集水ますに集め、北側についてはユニチカ南の排水路に、南側については歩道の側溝に排出しておりますが、路肩の

土砂等の堆積により排水ができない状況も見受けられました。そのため、適宜状況を確認しながら、集水ますも含め路肩の土砂等の撤去を行うなど道路管理に努めております。

また、ユニチカ南の排水路につきましては、水路内や歩道際で樹木や草が繁茂している状況があり、一部歩道の通行に支障がございましたので9月にはフェンスからはみ出した部分の枝葉を除去したところでございます。今後は、抜本的に水路内外の樹木伐採及び土砂しゅんせつを行う必要がございますので、来年度に対応していきたいと考えております。

これまでも、道路の維持管理として植栽帯部分の草刈り業務やますの土砂撤去、路面清掃等を実施しておりますが、今後もパトロールを行うなど適切な管理に努めてまいりますので御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 御答弁どうもありがとうございます。

今回、美濃路の文化財を調査するに当たりまして、美濃路の松並木が文化財になっているのかと思っておりましたけれども、資料を見ますと、松の47本が指定されていることが分かりました。その中で、先ほど当時の47本が現状で何本あるかということで執行部からお答えいただきまして、現在20本になっていると、そしてあと27本はもう枯れてなくなっておるということで、あと補植をどこから持ってこられてやられたということを知っております。そういう中で事務局は、樹木医さんとかそういう形で一本一本の調査をされて、現在、当時の47本はどうなっているかということを知ることができたと聞いております。非常に20本は貴重な松の木だと思っておりますので、今後ともやっていただきたいと思っております。

では、再質問をさせていただきます。

今回、垂井町の貴重な文化財を維持管理するために文化財保存会、地域の保存会の皆様方の協力をいただきながら継承されていることを再確認いたしました。

そういう中で、各担当者様から要請事項としまして、各団体の長老の方々数人が退任をされてきておられて次の世代に引き継ぐ過渡期にあり、文化財の伝承に不安を感じているとの思いを持つ方がおられるということが分かってまいりました。

貴重な文化財を子々孫々に引き継いでいくために文化財に対する重要性の認識が希薄になってきているように感じております。その原因としては、地域の文化財の説明不足により文化財の重要性の理解が図られていないんじゃないかと考えております。

理解を深める取組として、まず地域ごとに文化財について説明、理解をさせるために長期的な姿勢はどうでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

○生涯学習課長（桑原和弘君） 山田議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

美濃路松並木をはじめ文化財につきましては、議員御指摘のとおり、私どもの垂井町の歴史を現在に伝え、またそして今後未来に残していかなければならない大切なものであると強く認識しております。そうした文化財を後世に残していくためにも、その重要性を語り継いでいく

ということは非常に必要なことであり、また大切なことであると認識しているところでございます。現在、タリイピアセンターのほうで、そういった文化財の展示ですとか、また広報「たるい」で歴史探訪といたしまして広く垂井の文化財として情報発信しているところでございます。

今後につきましても、そういった情報発信を積極的に努めてまいりますので御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 御答弁どうもありがとうございました。

大河ドラマの徳川家康ということで1年間放映されてまいりました。そういう中で、私の全然知らない方が大阪から来られて、そして美濃路に案内をしまして、これは家康の吉例街道であるということを御説明しますと、また来ますというような形で非常に好評を博しておりました。

そういう中で、垂井町としてもですね。関ヶ原もありますけれども、垂井町におきましても関ヶ原の後、一応いろんな方々が、宮代のいろんなところで亡くなったということで知名度が上がっておりますので、今後とも我々はこういうことを子供らに一応伝承しながら頑張っていきたいと思っております。執行部の方もよろしくお願いしまして私の質問を終わります。以上、ありがとうございます。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は10時35分といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

9番 乾豊君。

〔9番 乾豊君登壇〕

○9番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

私からは2点につきましてお伺いしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、県外等への転居した方に定期的に情報を送るサービスについて、2点目は、職員にまちづくり研修と参加について、以上2点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目でございます。

県外等への転居した方に定期的に情報を送るサービスについてでございます。

あるまちでは、その地区の出身者宛てに生まれ育った地区の今を知ってもらう事業があり、地域の広報紙を送付しているそうでございます。生まれ育った地元を離れても、今現在の情報が届くというサービスは興味深いものがあります。

紙で残る情報の提供も大事ですけれども、即時性や双方向性という点からいうと、インターネット、特にSNSを利用することも考えられます。SNSであれば、個人としての利用もあり、友人、知人などから情報を得ることもできますが限界もあり、町として公式に地元情報の発信を行うことで地元への気持ちも途切れることがなくなるのではないのでしょうか。基本的には、国内外からも誰でも閲覧できるので掲載する内容は吟味する必要があると思いますが、地元情報を発信し続けることができれば、一風変わった濃密な情報や地元紹介という性格になるのではないのでしょうか。

町を離れた人にも今の町の話が分かり、いつでも戻れる地元として、新たな町に住みたい人には町の個性が見えて、移住する際のよい判断材料になるのではないのでしょうか。戻れる町、住める町として、町の今を発信することは非常に意味があると思います。これは、町のPRの一環と言えると思いますが、転出された町出身者に対して、まだ見ぬ新しい住民に対して、つながりを持ち続ける方策をどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

次に、2点目でございます。

職員にまちづくり研修と参加についてでございます。これからも自治体は、自らの創意と工夫によって個性豊かなまちづくりを進めなければならないと言われております。それぞれの自治体の取組いかんによっては、10年後には自治体間に相当の格差がつくだろうと言われております。個性豊かなまちづくりを進めるということは、新たな発想で望まなければなりません。

ある市では入庁3年目の若手職員が、同市の課題、そして解決策を調査・研究し、その内容について発表会を開催し、実現可能であれば政策として実施もされるそうです。また、ある市では入庁2年から6年目の職員が、若手職員独自で次期総合計画と称し、まとめるというワークショップを行っているそうでございます。

こうした先進的な取組がある一方で、ほとんどの自治体で若手職員が政策決定に関与することは少ないのが実情であると思います。つまり、若い職員にはいろいろなアイデアがあっても発表する場が少なく、上からの指示によって黙々と仕事を処理していくことが多いと思います。この2つの市のように、考える場、発表の場があることは非常に大事ではないかと思えます。

そこで、まちづくりの活性化のため、第1点として、若手職員を視察研修に派遣することについてはいかがでしょうか。視察をすることによって、民間団体や住民が協力してまちづくりに取り組んでいる事例を見ることは職員の視点を転換させることにもなると思えますし、経費も多額なものにはなりませんので、毎年数人派遣することについては、いかがお考えなのかをお伺いいたします。

2点目についてですが、まちづくりのためのアイデアの募集であります。これは一回限りではなく、毎年定期的に2回から3回募集し、常に問題意識を持つことにより、よいアイデアが出てくるであろうし、まちづくりに参加するといった意欲も湧くのではないかと考えますが、その点、町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

以上、2点につきまして質問をしますけれども、分かりやすく丁寧に御答弁くださいますよ

うよろしく願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは乾議員の大きい御質問の1点目、県外等へ転居した方に定期的に情報を送るサービスについて、2点目の職員にまちづくり研修と参加についてのうち、まちづくりのためのアイデアの募集についてお答えさせていただきます。

初めに、県外等へ転居した方に定期的に情報を送るサービスについてお答えさせていただきます。

議員御提案のとおり、県外等へ転出した方に対するタイムリーな情報発信や移住を考えてみえる方に対して本町で暮らすイメージの形成や必要な行政情報サービスを提供する方法としてSNSを活用した情報発信は、大変有効であると考えています。

現在、本町が行っているSNSを活用した情報発信といたしましては、ユーチューブとLINEの2つがございます。12月8日現在の登録者数は、ユーチューブが140人、LINEは2,999人でございます。まだまだ登録者数を増やしていく必要があると考えております。

全国の自治体の中には、インスタグラムやX、フェイスブックを活用した情報発信を行っているところもあります。このような自治体の中には、フォロワーを増やすためにインフルエンサーを起用した投稿や地域の美しい写真を小まめに投稿したり、職員手作りの動画をアップするなど様々な工夫をされています。

県外等へ転出した方への情報発信につきましては、このような他の自治体の事例などを参考に検討を進めるとともに、SNS世代の若手職員の意見を取り入れるなど、町の魅力発信ツールとしてSNSのさらなる利活用に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、職員のまちづくり研修と参加についての御質問のうち、2点目のまちづくりのためのアイデアの募集についてお答えさせていただきます。

本町では、これまで重要施策やまちづくりの事業を検討する過程で、様々な形で職員のアイデアや意見の集約を図ってきたところでございます。

例えば、新庁舎の整備では全職員からアイデアを募り、実際にそのアイデアを新庁舎の機能に取り入れながら建設してまいりました。昨年度には、朝倉運動公園再整備の検討で若手職員で構成するプロジェクトチームを設置し、そこで取りまとめた提案を基本ベースに現在検討が進められているところでございます。

また、タウンプロモーションでは、若手職員で構成するワーキンググループを結成いたしまして、アイデアで出された移住定住ポータルサイトの開設、プロモーション動画の作成、町長との未来トークを実施してまいりました。行財政改革や事務事業の見直しの検討におきましても、職員提案を募集し、取組の方向性を決定してきたところでございます。

職員にとっても、様々な施策に関わることができ、提案した意見が採用されることは仕事へ

の意欲ややりがいにつながるものと考えています。今後も様々な場面で職員が発案しやすい場の創出に取り組んでまいります。御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、乾議員の2つ目の御質問、職員にまちづくり研修と参加について、1点目の若手職員の視察研修につきましてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、職員を対象とした視察研修は先進地の事例を把握することで、職員の資質向上、相手方の市町村との交流、参加した職員間のコミュニケーションなど様々な効果が期待できるものと考えております。

本町では、過去にはこのような県外視察研修などの職員の研修を実施してまいりましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、しばらく実施をすることができませんでした。しかし、今年度、令和5年度におきましては、この取組を再開いたしたところでございます。

今年度は、課長補佐級もしくは係長級、主査級、主任級の4名で1つのグループを構成し、計8名2つのグループに分かれ、いずれのグループも先月11月に視察研修を実施し、来月令和6年1月、町長、副町長、教育長、各課長に対して各グループから報告を受ける予定をいたしております。視察研修のメンバーに選出された職員が意欲を持って、自分たちでテーマを決め、視察先や研修内容を計画し、実際に視察に出向き、本町の現状などと比較、見直しを行い、今後の展望を立て、その成果を報告するといった一連の過程は非常に重要であると考えておりますので、可能であれば来年度以降も継続をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 9番 乾豊君。

○9番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

この質問の中ですけれども、特に研修につきましてですけれども、研修をやっていたいておるといことで非常にありがたいと思っておりますけれども、ただ単に研修に行くのでもなく、あるいは研修の目的、例えばまちづくり推進のための研修とかあるいは産業活性化の推進のための研修とかいろいろあると思いますけれども、今後そういった研修事業の適切な計画をしてもらいながら実施してもらえるといいと思うんですけれども、そのためにはやっぱり何か規定というか何かそういったものを設けながらやってはどうかというふうに思うんですが、その辺のところはどんなものでしょうか。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま御質問がございました件でございますが、メンバーの構成の中で、その選ばれたメンバー、今回ですと4名ですけれども、自らがテーマや目的を決めてその上で行き先を決めていくということを重視いたしておりますので、こちらからこのテーマでというようなことは、

今は考えてはおりませんが、今御提案をいただきました内容も含めまして考えてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 9番 乾豊君。

○9番（乾 豊君） ありがとうございます。

独自で研究テーマを決めて行っていただけること、これは非常にいいと思います。また、そういった発表の場も十分に行っていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、今の、私は2問質問させていただきましたけれども、今後垂井町の発展のために欠かせないものでございます。しっかりとその辺のところを十分精査していただきながら、今後の垂井町の発展のために対応していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

[12番 中村ひとみ君登壇]

○12番（中村ひとみ君） 12番 中村ひとみです。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

COCOLOプラン（誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策）を受けての不登校支援の推進について、3月末に文部科学省から発表されましたCOCOLOプランを受けて本町における不登校支援の推進についてお尋ねをいたします。

長引く新型コロナウイルスの影響等がその背景として指摘されておりますが、小・中、高等学校の不登校の児童・生徒が急増し、2021年度の不登校の小・中、高生は、過去最高の約30万人となりました。そんな中、文部科学省は本年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していこうとCOCOLOプランを発表いたしました。資料を添付いたしましたので、御覧ください。

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、以下の3つの柱を掲げています。

1つ目、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。2つ目、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。3つ目、学校の雰囲気が見える化し、安心して学べる場所にするの3つです。

そして、今すぐできる取組から速やかに実行するとし、全国の自治体や教育委員会での積極的な取組を求めています。そこで、垂井町における現状や今後の取組について、細かく4点お尋ねをいたします。

まず1点目、不登校の子供を支援していく上で、その保護者を支援していくことは大変重要であると考えます。我が子が不登校になった責任を感じて自らを責めてしまうケースや誰にも相談できず孤立してしまう場合があるといえます。そのような保護者の支援となるNPO法人

の親の会というものも全国各地に存在はしているようです。この親の会は、不登校の子供を持つ保護者、親の会を卒業した人、退職職員や現役職員という不登校の子供を持つ保護者に寄り添える人、共感できる人で構成されていますが、全ての市町村に存在するわけではなく、地域によって状況が様々です。

今回のCOCOLOプランでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携し、保護者を支援すると明記されております。そこで、本町においても、不登校の子供の保護者が自由に参加でき、保護者同士の話し合いの場となる保護者の会を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣するなどして、不登校の子供の保護者を支援していくことが必要だと思いますが、COCOLOプランを受けての今後の取組についてお聞かせください。

それでは2点目といたしまして、元文科省視学官で不登校の子供らへの支援に詳しい亀田徹氏は、大切なのは不登校の原因を探ることよりも、子供の今のままと認めること。だからこそ子供に合わせた柔軟な学び方や学びの場を用意することが必要だと語っておみえです。不登校の児童・生徒は一人一人の状況が大きく異なるため、丁寧な指導を行うために様々な学びの場の確保や指導体制を整備する必要があると思います。COCOLOプランでは、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）と名づけておりますが、その設置・推進とありました。

そこで、教室に行きづらくなった児童・生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、スペシャルサポートルーム等を町内の全ての小・中学校に設置する必要があると思いますが、現在の設置状況と今後の取組についてお聞かせください。

次に、3点目です。

学校は様々な学びを得られる場所ではありますが、不登校は誰にでも起こり得ることです。仮に、不登校になったとしても、小・中、高等学校等を通じて学びたいと思ったときに多様な学びにつながるができるように、COCOLOプランでは学校での授業を自宅や校内のスペシャルサポートルーム、校外の教育支援センターに配信をし、オンライン指導やテスト等も受けられるようにすると明記しています。

そこで、本町においても授業を配信し、オンライン指導できる指導体制が必要だと思いますが、その現状と今後の取組についてお聞かせください。

4点目、自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等、不登校の生徒の多様な学びの場は拡大しておりますが、そういった場での学びが学業成果として評価されていないため、内申書の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学を選択が制限されているという問題があります。COCOLOプランでは、自宅やスペシャルサポートルーム等、また教育支援センターでもオンライン指導やテスト等も受けられ、その学びの成果が成績に反映できるようにすると明記されました。

そこで、今回のCOCOLOプランで示されたように、不登校の生徒の高校進学を支援するため、本町においても自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センターでの学びを確実に



学校での成績に反映させることが重要であると思いますが、町内中学校における現在の現状と今後の取組についてお聞かせください。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 中村議員から、COCOLOプランを受けた不登校支援の推進につきまして4点御質問をいただきましたので、順にお答えいたします。

議員御紹介のCOCOLOプランでございますが、このCOCOLOプランにつきましては、岐阜市にあります草潤中学校のような不登校特例校を全ての都道府県、政令指定都市に設置することを目指すという新たな取組と、これまでも教育委員会や学校で取り組んでまいりました効果的な不登校対策をパッケージとして整理され取りまとめられたものでございます。

それでは1点目の御質問、保護者を支援するための今後の取組につきましてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、不登校児童・生徒の保護者の皆様には、我が子の現状に思い悩まれること、また自らを責めるお気持ちになられることなどもおありになるだろうと推察をいたします。また、不登校という状況は同じでありましても、不登校に至る要因は児童・生徒一人一人に違いがあると考えております。また、保護者の皆様のお悩みもそれぞれに異なるものであると考えておりますので、そうした保護者お一人お一人に寄り添う支援が極めて重要であると考えております。

そこで、各学校ではスクールカウンセラー、スクール相談員あるいは保護者の相談しやすい職員が保護者の求めに応じて相談に応じることができることを広く紹介しております。あわせて、毎年4月には相談窓口を紹介したチラシを配付しております。

それに加えまして、垂井町では平成21年度からスクールアドバイザーを教育委員会に設置しております。現在は、臨床心理士の資格を持つ経験豊富なスクールアドバイザーがおりまして、こども園、小・中学校の保護者の相談を積極的に受けるようにしておりますし、スクールアドバイザーが園、小・中学校に出向きまして、児童・生徒や保護者との相談に当たっているところでございます。今後も引き続き、保護者に寄り添いながら、相談を受ける体制を整えてまいりたいと考えております。

なお、本町には現在保護者の会はございませんが、保護者の会の設置につきましては、保護者の皆様の声をお伺いしますとともに、先行事例も研究しながら今後設置に向けて、前向きに検討してまいりたいと考えております。

2点目の御質問、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置状況と今後の取組についてお答えいたします。

私は、かねてより教室に行きづらくなった児童・生徒に、学校内での居場所を設けてほしいと各学校をお願いをしてまいりました。現在、学校に来ることができても、教室には入れない児童・生徒がいる場合には、どの学校も相談室、場合によっては保健室や校長室など児童・生

徒と相談の上、安心して学習できる場所をつくっております。また、スクールカウンセラーやスクール相談員だけでなく、校長先生の裁量によって各学校に配置しております個別支援教育講師に相談室等での児童・生徒の対応をお願いしてもよいこととしております。今後も相談室等は校内教育支援センターであり、その子にとってのスペシャルサポートルームであるという認識で学校での居場所づくりに取り組んでまいります。

3点目の御質問、オンライン指導できる指導体制の現状と今後の取組についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症によります3か月の臨時休業の中で、教室と自宅や相談室等をオンラインで接続し、授業の配信を行ってまいりました。また、学校に来られない児童・生徒の居場所としまして、旧宮代幼稚園に設置しておりますフリースペースたるいには全ての教科書を置き、授業の配信ができるよう機器の設置が進んでおります。現在も、児童・生徒の必要に応じて、求めに応じてオンライン学習ができる体制を整えているところであります。

さらに、中学校では生徒の希望によりまして、校内教育支援センターである相談室やフリースペースたるいでもテストを受けることができるなど、柔軟な対応をしております。今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の御質問、様々な学びの成果を成績に反映させることに関わる中学校の現状と今後の取組についてお答えいたします。

平成15年5月に文部科学省から発出されました不登校への対応の在り方についての通知を受けまして、これまでも児童・生徒が授業に出られない状況であっても評価できない、あるいは評定不能とすることなく、当該児童・生徒の学びを積極的に評価するよう取り組んでいるところであります。そこで、中学校では、家庭学習も含めて不登校の生徒の学びをできる限り積極的に評価をし、成績等に反映しているところであります。

これまでに、先ほど申し上げましたフリースペースたるいで学び、中学校を卒業した生徒は、全員高校へ進学をしております。保護者の方から、今は高校を休まずに通っています。お世話になりましたと感謝の言葉をかけていただいたこともあります。また、フリースペースたるいの1期生の方は高校、大学に進まれて、今年は大学卒業の年、社会に出られる年を迎えられています。

こうしたことを思いますと、不登校の状況もいずれは改善できると信じ、どの一人の学びも大切にする決意を持って、教育委員会、学校、家庭、関係諸機関が連携を図り、不登校児童・生徒の支援を進めることの重要性を再確認することができます。今後もCOCOLOプランを踏まえながら、不登校児童・生徒への支援の推進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

○12番（中村ひとみ君） 御答弁、大変にありがとうございました。

フリースペースは、私も以前視察させていただいて、本当にいい居場所をつくっていただい

たなということで感謝しております。

最初の1点目の保護者に対する支援でございますが、今教育長のほうからは、保護者の会も設置していくということでお話ございました。本当に保護者同士が顔見知りになって、思いを語り合うということは非常に大事なことなので、一刻も早く設置をしていただけるように、検討いただけるようによろしくお願いいたします。

あと、2点目の相談室に関しては、スペシャルサポートルームに関しては、全小・中学校に相談室ができていて理解してよろしいでしょうか、いいですか。

設置をされているということで、さらにバージョンアップしていただいて、居場所づくりにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。すみません、質問になっていなくて。

3点目のタブレット端末を使ったということで、GIGAスクール構想で、とにかく学びを止めないということで、オンライン授業の実践も行われるようになったというふうに理解しましたが、実際に不登校の子供が、家と要するに学校とそのオンラインでつながり、授業を現実を受けているという子供さんがいらっしゃるのか教えてください。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 中村議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど申しあげましたように、そういう体制を整えているということで、御案内のように、不登校の状況というのは様々な要因がございまして、学校からの刺激を与えることによっていい方向に向かう児童・生徒もおりますし、与えることがさらに不登校の状況を厳しくさせてしまう状況もございます。

そこで、どの学校もタブレット端末やパソコンを活用して、授業の配信ができる体制は既に整えておりますので、あとはその子供、該当の児童・生徒が見たいという申出があれば、いつでも配信できるようにしているということでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

○12番（中村ひとみ君） ありがとうございます。体制は整えてあるということで安心をいたしました。

もう既に、そういう不登校の生徒とオンライン授業でつながり、授業で自分の意見を発言するなど、そういう挑戦もしているという市の紹介もあったりして、本当にその後学校復帰ができたという好事例もありますので、ぜひとも挑戦していただきたいなというふうに、お一人お一人環境は違うかもしれませんが、可能性をちょっと見いだしてほしいなというふうに思いましたので、よろしくをお願いいたします。

あと4点目のオンライン指導で、要するに、不登校生徒の高校進学への支援ということですが、先ほどもありましたタブレット端末に要するに家庭で学習できるソフトとかも入っていると聞いているんですが、自分自身で学習ができるとなると、またその子供たちも不安にならずに学習できていくのかなと思いますので、そこら辺も充実しているのか分ければ教えてください。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

これは小学校のほうですけれども、小学校につきましては、G I F U W e bラーニングというシステムを岐阜県教育委員会のほうで開発しております、これは算数に特化したソフトでございますが、ある問題をタブレット上で解く、解いて正解が出ればそれでいいんですが、間違えた場合は、何度も間違えた場合については、また前のところに戻ってやりましょうという指示もできるようなシステムでございます、これを小学校のほうで活用しております。

なお、このシステム開発に当たりましては、垂井町立東小学校が実証校の指定を受けまして、東小学校の子供たちの取組を背景に、そうしたシステムが開発されていることもお知らせしてまいりたいと思いますし、それと本町におきましては、全てのタブレット端末に学習者用のデジタル教科書が入っております。これにつきましては、例えば英語でいきますと、英語の発音も、その本文を読むのも出てまいりますし、そうしたことで自学、自ら学ぼうと思えば、できるような一つの補助になっているのではないかというふうに考えております。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

○12番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

最後に、C O C O L Oプランの中に、最初に教育長さんが御説明をされました不登校特例校、今学びの多様化学校というふう聞いておりますが、私は揖斐川町にあります西濃学園中学、高校と視察に行く機会があり、参加させていただきました。

そこには、子供たち一人一人が無限の可能性を秘めていることを信じてやまない職員の皆さん、そして何よりも驚いたのが、不登校だったとは思えない目の前にいる子供たちの姿でした。とても感銘しました。この場所が子供たちの選択肢の一つになればと希望の光を見た思いがしました。

そのような中で、いち早く大垣市が西濃学園と協定を結ばれたことは御存じだと思います。それに続きまして、他市町も協定締結に進んでいると聞いております。子供たちの学園の受入れだけでなく、30年にわたる不登校支援のノウハウを市の教員へ提供するというお話も聞いてまいりました。垂井町の子供たちのためになれば、この選択肢も増やしてほしいと願っております。

そこで、この不登校特例校についてのお考えをお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

先ほど冒頭御説明申し上げましたように、不登校特例校、このC O C O L Oプランの中では、各県、政令指定都市に1校は設けるといような方向性を出しているんですが、それほどつくるのは難しいということが背景にはございます。要は、新たな学校1つつくるということに関

わりましては、職員の準備でありますとか、施設、設備の準備ということが多々ございますので、なかなか、あればいいというふうには本当に思いますけれども、あるためにはつくることが大変難しい、ハードルが高いなあというふうに思っているところでございます。

私ども垂井町の教職員は本当に、通常の学級で子供たちの指導も当たってくれていますし、不登校の子供たちのために家庭訪問したり、保護者との面談をしたり、本当に様々な努力をしているおかげで、不登校の子供たちの数は他に比べて少ないというような自負を持っております。引き続き、様々な情報を得ながら、そうした情報の中で本町の実情に合わせてできることがあれば精いっぱい取り組んでまいり所存でございますので、先ほどお話にありました西濃学園の方とも懇意にしております。毎年お会いしておりますし、草潤中学校のほうはいつでもそういうノウハウを学ぶことができますので、そうした機会を捉えながら本町に生かしていきたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

○12番（中村ひとみ君） 大変にありがとうございました。

本当に不登校は誰でも起こり得ることだということで、これからも子供たちの小さなSOSを見逃さず、あらゆる可能性を私たち大人が探りながら見守っていかなければいけないというふうに改めて思いました。また大変お世話になります、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

〔6番 鈴木準二君登壇〕

○6番（鈴木準二君） 議長の許可をいただきまして、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

本日の質問は、留守家庭児童教室という呼び名で運営されております、これを放課後児童クラブと改称すべきという形で提案をさせていただきます。2点目には、町職員の給与及び定員管理と会計年度任用職員、要するに庁舎で働く皆さんについてお尋ねをし、問題提起をさせていただきます。

1点目の留守家庭児童教室につきましては、従来から違和感を持っておりました。常任委員会だとか、全員協議会でも若干の問題提起を差し上げたところでございます。これらについて、インターネットで様々調べておりましたら、福岡市が今年の5月にこの留守家庭という名称をやめて、放課後児童クラブというふうに変更をしてございました。その関係で様々調べさせていただきます。その福岡市で書いてあったような内容を通告書の中に記載をしておるわけでございます。

留守家庭児童教室は国の法律に定める放課後児童健全育成事業であり、その対象は保護者が労働、疾病、介護などにより昼間家庭にいない子供であることは言うまでもありません。留守家庭という表現は、専業主婦が子育てを行う前提で生まれた言葉であります。共働きが増え始めた昭和40年代に用いられたものであります。現在は、共働きが一般化し、留守家庭という表

現は様々なところで見られなくなっております。こうした社会情勢や事業に求められる役割の変化に対応して、政令指定都市の大半が留守家庭という表現を使わなくなっております。留守家庭という死語に近い表現を使い続けるのはなぜなのでしょう。改称すべきと考えますが、いかがでしょうか。

この留守家庭児童教室の運営についてもお尋ねをいたします。留守家庭児童教室の円滑な運営を図るため、運営委員会の設置が条例及び規則で定められています。この運営委員会についてお尋ねいたします。

運営委員会は、町内5つの教室ごとに設置をされているのでしょうか。委員会の開催頻度はどの程度でしょうか。委員の氏名や議事録などは公表されていないように見受けられますが、どのようになっているのでしょうか。

以上、留守家庭児童教室に関する質問でございます。

2点目に、町職員の給与及び定員管理と会計年度任用職員についてということで御質問をいたします。

町職員の定員は条例によって278名と定められています。しかしながら、適正化計画では215名を適正というふうに示しておられます。また、この財政健全化の取組の一環として人件費の削減を図るために、会計年度任用職員の適正配置を進めるとしています。令和5年4月1日現在の職員数は202名でした。条例による定員278名と適正化計画の215名、実態としての202名、このギャップの大きさはどのように理解すればいいのでしょうか。

また、本町の正規職員に対する非正規社員の比率は2021年で54.5%、2022年は65.4%となっています。2022年はコロナ対応で急増したと考えられますが、総務省の地方公共団体臨時・非常勤職員に関する実態調査の2016年調査によれば、垂井町は56.7%で全国17位、非常勤職員が非常に多いまちとなっております。50%を超えるということは、正規職員を上回る非正規職員がいるということであり、全国の自治体における非正規職員の比率は平均40%程度と言われております。

垂井町は、長年にわたって非正規職員に支えられて、公共サービスを行っていることとなります。これは正常な状態と言えるのでしょうか。人件費の抑制という課題は無視できませんが、必要以上の非正規職員は認められません。条例に基づく職員定数を確保し、その資質を向上させることによって、公共サービスのさらなる向上を図ることが求められると考えますが、いかがでしょうか。

そうした考えに基づき、2点お尋ねをいたします。

条例の定員数はどのような根拠に基づいて設定されているのでしょうか。人件費削減のための会計年度任用職員の適正配置の基準はあるのでしょうか。

次に、町職員の給与、会計年度任用職員の給与などについてお尋ねをいたします。

町職員の平均給与の推移は、人事行政の運営等の状況によれば、2015年を100とした場合、2022年は100.4となっています。このときの平均年齢は、2015年が41.7歳、2022年が41.8歳と

なっています。同じような平均年齢で、全く給与が上がっていないように見えます。ここだけを見ますと、職員のモチベーションがこれで上がるのだろうか、ひいては住民サービス低下を招かないのであろうかと。また本日冒頭で、藤埴議員から労働環境の問題がございましたけれども、若年層の中途退職の一因にもなっているのではなかろうか、このように思います。

職員と非正規職員の給与格差はどうでしょうか。臨時職員と呼ばれていた2015年から2019年までの賃金レベルは、単純な月額換算で正職員の30%、2020年からの会計年度任用職員になってからでも正職員の45%となっています。これらは決算資料等から私のはじき出しておる数字でありますから正解なものとは言えませんが、目安にはなるのではないかとということで問題提起を差し上げております。こうした実態から、会計年度任用職員から見たとき、同一労働同一賃金の原則が守られているのか、こうした不満も聞こえてくるところであります。

これらを踏まえて、次の4点ほどお尋ねをいたします。

職員の平均給与が横ばいなのは、昇進、昇格、昇給に課題があるのではないのでしょうか。人事考課やジョブローテーションについて個別にフィードバックされているのでしょうか。

会計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムの区分があります。フルタイム職員の人数と平均給与の開示を求めます。パートタイム会計年度任用職員の一般職の初任時給、平均時給の開示をお願いいたします。会計年度任用職員の継続任用の状況について、勤務年数ごとの人員分布の開示をお願いしたいと思います。

最後に、職員の処遇に関する不満は住民サービスの低下につながります。適切、適格な昇進、昇格、適切な賃上げ、職場の人間関係など働く意欲をかき立てる施策が住民サービスの向上につながるはずですが、当然のことですが、職員は公僕の心構えを持ち続けなければなりません。早野町長の基本的な考え方、方針などをお聞かせください。以上です。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、鈴木議員の御質問のうち大きな1点目、留守家庭児童教室についてお答えします。

まず初めに、名称についてでございます。

議員御紹介のとおり、本町の留守家庭児童教室は、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として実施しており、この事業は一般的には、放課後児童クラブや学童保育と言われています。

そこで、事業の歴史について調べてみますと、昭和41年に当時の文部省が留守家庭児童会育成事業として補助事業を開始し、昭和45年まで実施されました。次に、昭和51年に厚生省が都市児童健全育成事業を開始し、平成3年に放課後児童対策事業となった後、平成9年、児童福祉法に、現在の放課後児童健全育成事業として明文化されました。

全国の条例等を検索してみますと、留守家庭児童会や留守家庭児童クラブなど、留守家庭という言葉はいまだ北海道から九州まで全国的に使われており、岐阜県内でも本町を含め8市町

78か所の施設で使用されている状況でございます。

さて、御質問の名称変更でございますが、名称の改正に当たっては、設置条例ほか関係例規の改正、システムの変更、利用料の徴収に係る金融機関との契約や口座振替依頼書内の名称変更などが考えられます。現在、教室運営の在り方についても検討しているところでございますので、それらも踏まえ、併せての改正を検討していきたいと考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

続いて、2点目の運営についてお答えします。

御質問の運営委員会は、垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例第8条に基づいて設置しています。この運営委員会は、教室ごとではなく垂井町の留守家庭児童教室全体で1つの委員会を置いております。開催頻度につきましては、ここ数年、年1回の開催となっており、留守家庭児童教室の円滑な運営を図るため、現在の運営状況、取組などを報告し、検討課題などについて委員の皆様から御意見をいただいております。

また、委員の氏名や議事録の公表につきましては、いずれも現在公表は行っておりません。運営委員会の委員につきましては、垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例施行規則第13条第2項に規定されておりますが、現在、東小学校長、主任児童委員、教育委員会の社会教育指導員、PTA連合会長、教室利用中の保護者、学校教育課長、生涯学習課長、そして私子育て推進課長の10名が委員となっております。会議録につきましては、要点筆記の議事録を作成しております。

以上、御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 大きい2つ目の中の3点目の職員の適切な処遇と人員配置によって住民サービスの向上につきまして、基本的な考え方、方針についての御質問でございます。

職員の処遇につきましては、人事評価、昇任・昇格試験、人事院勧告に基づく給与の改定などなど適切に垂井町職員組合とも、時折要望を受ける中で適切にこれまで対応してきておるところでございます。

また、人員配置につきましても、職員からの意向調査を毎年行っておりまして、その内容を確認しつつ、一人一人の職員がより自分の能力を発揮できるような配置にも心がけておるところでございます。

また、職員には私から、日頃から町職員としての自覚を持って、住民サービスを第一とした業務に当たることをお願いいたしております。また、中でも特に毎回でございますけれども、強調いたしますのは、接遇に心がけることを第一義的に必ず徹底してほしいということを管理職を通じて、窓口のみならず地域に出たときでもそうでございますが、挨拶励行、必ずお礼等々を心がけてほしいということをしつこくこれはお願いをしてきております。

また、併せて時間ある折には、地域行事にもぜひとも参加してほしいと。地域の皆様が地域



の発展のために、様々な団体、個人の皆様が活動していらっしゃる、そういったことに参加することは、ひいてはその内容を知ることでもありますし、時には、どういった効果が行われておるかなということの間近に、直接に感じることもできるといったようなことから、時間があれば顔出しをしてほしいということもお願いをしておるところでございます。最終的には、役場の職員を覚えていただくということにもつながりますので、これも課長を通じてお願いなど申し伝えているところでございます。引き続き、様々な場面でも指導に当たりたい、そのように考えております。

私にとりまして、職員につきましては、大切な子供であり宝でございます。そのため私自身も管理職員から若手職員に至るまで、日頃の声かけ、コミュニケーションを大切にしておるところでございます。必ず自分の部屋から1日に1回は、1階のロビー等々にも顔を出すなど、ざあっと職員の顔を見ながら素通りをいたしておるところでございますが、時には声かけもさせていただいております。

このように、給与面も大変重要でございますけれども、メンタル面も含めて職員を大切に思うことこそが、より議員にも御指摘にございます住民サービスに直結するものとそのように思っております。このような気持ちを常に念頭に置き、引き続き職員への目配り、気配り、心配りを大切にしていきたいと思います、そのように考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 副町長 藤塚康孝君。

〔副町長 藤塚康孝君登壇〕

○副町長（藤塚康孝君） 私からは、鈴木議員の2つ目の御質問、町職員の給与及び定数管理と会計年度任用職員についてお答えさせていただきます。

1点目の町職員の定数適正化計画でございます。

最初に、条例の定数は、どのような根拠に基づいて設定されているかにつきましては、議員御指摘のとおり、垂井町職員定数条例では、本町の職員定数は278人と定めておりますが、この人数は上限数を定めたものでございます。この人数の根拠となる算出方法は特に法令等では定めておりません。

あわせて、同じく御指摘のとおり、垂井町定員適正化計画では計画定員数を215人としていますが、令和5年4月1日現在、常勤職員数は202人であり、計画人数よりも少ない状況でございます。その背景といたしましては、本年度から地方公務員の定年が65歳となり、今後段階的に定年退職の年齢が引き上げることに伴い、しばらくの間は職員の退職人数が減少するものと見込んでおります。その上で、行政サービスの質を維持するため、将来的な視点も含め、定年引上げの期間中におきましても、新規採用職員を継続的に確保するなどにより適正な定数管理に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、会計年度任用職員の適正配置の基準に関する質問でございます。

本町では基準のようなものはございませんが、各課等の事務事業の内容また職員の退職、休

業、時間外勤務の状況などにも注視しながら、必要な場合には会計年度任用職員の募集も含め、できる限り人員を配置できるよう努めているところでございます。

役場庁舎に限らず、町内の施設、こども園、学校などにおきましても、多くの会計年度任用職員が勤務しておりますが、各種業務の状況も含めてできる限り適正な配置に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、2点目の町職員の給与、会計年度任用職員の給与などにつきましてお答えさせていただきます。

まず、職員の平均給与が横ばいなのは、昇進、昇格、昇給に課題があるのではないかとにつきましては、議員御指摘のとおり、職員の平均給与は2015年と比較してもほぼ横ばいであり、こちらは全国的にも同様の状況でございますが、常勤職員の給与は、本町におきましても、人事院勧告の内容に従って支給しております。また、常勤職員の昇進、昇格につきましては、基準に基づいて経験年数や人事評価の内容に基づき試験を実施し、選考に当たっておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、人事考課やジョブローテーションについて、個別にフィードバックされているのかにつきましては、町では年2回、9月末と3月末に人事評価を実施しております。その人事評価に関しまして、現在は職員一人一人に対してフィードバックはしておりませんが、議員からの御指摘を参考にさせていただき、今後は各管理職員や監督職員が職員の様子から感じた改善すべきこと、評価できること、アドバイスなどを日頃から本人に伝えたり、個別に面談したりすることで、職場内のコミュニケーションも含めて職員の意識向上、相談しやすい職場づくりなどにつなげることができるよう努めてまいりたいと考えております。

また、職員のジョブローテーションにつきましては、職員一人一人がより多くの部署で様々な事務事業に当たり、貴重な体験を積むことによって、将来的な人材育成にもつながるものと認識しております。したがいまして、毎年実施しております職員意向調査の内容も確認し、全ての職員の意向に沿うことは厳しいものがございますが、できる限り職員の意向を重視した形で定期的な異動ができるよう引き続き努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、会計年度任用職員につきましては、まずフルタイム会計年度任用職員の人数でございますが、現在本町におきましては、フルタイム会計年度任用職員は任用していません。しかしながら、今後は職種の専門性なども考慮しながら、フルタイム会計年度任用職員の任用についても検討する必要があるものと認識しているところでございます。

次に、一般事務のパートタイム会計年度任用職員の初任時給と平均時給でございます。本年度におきましては、パートタイム会計年度任用職員の一般事務に係ります報酬の初任の報酬、時間額は963円でございます。また、平均の報酬、時間額は981円でございます。

次に、継続任用の会計年度任用職員に係ります勤務年数ごとの人員分布でございます。

こちらは、令和5年4月1日現在の会計年度任用職員346人について5年単位でお答えさせ

ていただきます。継続勤務年数が1年以上5年以下の職員が174人で50.3%、6年以上10年以下の職員が77人で22.3%、11年以上15年以下の職員が56人で16.2%、16年以上20年以下の職員が16人で4.6%、21年以上25年以下の職員が15人で4.3%、26年以上30年以下の職員が5人で1.4%、31年以上の職員が3人で0.9%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） まずは、留守家庭児童教室について様々検討していきたいということでございましたので、それに期待を申し上げたいと思います。

ただ、運営につきまして、冒頭申しましたように、実は福岡市で留守家庭というのを改定したらヒットしたということで、そこの中をいろいろ見させていただきました。そうすると、福岡市の場合は、全体を考えるのは推進委員会、それから個々の教室ごとに運営委員会があって、運営委員会に委託をしてやっていると、こういうような状況が見えます。なので、垂井町の場合、それがはっきり見えませんでしたので、あえて質問させていただきましたが、やはり教室ごとに課題があるかないかというような形を論議するのは、そうした保護者なりそこに通っている人なりの保護者といいますかね、利用している保護者あるいは普通の保護者、あるいは先生等々で検討する場というのにも必要じゃないかなと、こんなふう感じたところでございますけれども、それともう一点は、議事録なんかは開示していただくということを今後は求めていきたいなど、こんなふうに思います。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 御提案ありがとうございます。

まず、運営につきましては、本町、議員御紹介のとおり、5つの教室で留守家庭児童教室を開催しておりますので、設置者、責任者、管理者も町長ということで、全て町が運営している教室でございます。また、ほかの市町につきましては、団体が運営していたり、公立設置の民営管理とか、いろいろな運営方法がございます。本町におきましても、現在運営方法について検討しているところでございますので、まず名称と併せて運営につきましては、今後前向きに検討していきたいと考えております。

そして、福岡県のほうでは、各教室ごとに運営委員会を設けているという御紹介もございましたが、本町におきましても、指導員を集めての指導員連絡会を行っております。留守家庭児童教室それぞれの教室でどのような問題が起こっておって、どういうふうに解決したかというような連絡調整は行っておりますので、御理解いただきたいと思います。失礼します。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） ありがとうございます。

それでは、もう一つ会計年度任用職員について若干お尋ねをいたします。

会計年度任用職員は、最賃法について配慮するというようなことが条例、規則に書かれてございますのでそれはそれなんですけれども、今お聞きをした分布等でいって、驚くべきは30年

を超えるような会計年度任用職員がいる、あるいはもっと言うと20年を超えるだけでも驚きなんですけれども、かつては臨時職員みたいな言い方で恐らくずうっと来られて、そのまま会計年度任用職員に転用になっていったと、こういうことだろうというふうに思いますが、言うなら全国でワースト17ぐらいにいる会計年度任用職員を使っている垂井町なんですね。本当に適切なのかと。

先ほど来職員についていろいろ言われていますけれども、やはり職員の定数というものが、何も根拠がないということがあるようですけれども、上限だと言いながら、あえて言うと低賃金で人件費を削減している、こういうふうにご利用しているんじゃないかというふうにも受け止められるんですね。

先ほど、職員の問題でも適切にという形がございましたけれども、人勧とかそういう形はそうでしょうね。俸給表にしてもそうでしょうね。本当に昇進、昇格というものが、職員が納得できるような形で来ているんだろうか、そういうものが早期の退職につながっていないのか。

時間外の問題も率直に言って、完全に分析していませんので問題提起していませんが、会計年度任用職員だけの形は若干見えていますから、正職員がどうか分かりませんが、時間外をやったら必ずその休みを取れと、しかもその残りの時間というのは常に管理をされて、取り足りないですよというようなことが様々なフォローされる。言うなら時間外手当は支払わないよ、割増し分は払っていますよ、それは間違いない、法的にも払うんでしょけれども、そういいながら正職員の皆さんはそこら辺の扱いはどうなっているのかな。人事運用の部分でいうと年間の労働時間、非常に少なく思いますね。だから、そういう様々な賃金、労働に関わる対価の在り方というものが一つ不信感を覚えるところです。

それと、会計年度任用職員の条例がござえますけれども、先ほど来からパートとフルタイム、垂井町はフルタイムの運用がないと、これも不思議な話なんですけど、そして、町長が定める任用職員、ここに条例規則があります。今回初めて気がついたんですが、単純労務の云々という条例がござえて、その規則に、これが会計年度任用職員と書いてあるんですね。何でその条例が一本化になっていないのかな、これも疑問に思ったところであります。

そこら辺で御答弁をいただきたいんですが、最後に1点だけ。

初任給の問題がずうっと出ております。先ほどの町報の中にも出てきますが、技能労務職員、これの平成5年の初任給が14万7,700円と出ていました。これを単純に162.75で割りますと950円。この10月から適用される初任給、岐阜県の最賃と同じ額に偶然になったんですけれども、会計年度任用職員は1年間給与が変わらない。聞いたお話ですと、まず御答弁いただいた中で最低賃金は下回っていないように思えますけれども、これが本当かどうかというのは、もう一回御検証いただけるとありがたいなと。

以上、質問を終わります。幾らかお答えいただければ幸いです。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 鈴木議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

最後にお聞きをいただきました最低賃金の件でございます。本町の場合は、毎年でございますが、仮に県の最低賃金の時間単価を下回るような事態になった場合でございますが、適用が10月1日でございますので、このようなケースにつきましては、10月の支払い分から最低賃金まで引き上げるように運用をさせていただいております。あわせて、翌年度以降の単価をこれは翌年度に向けてでございますが、見直しを行っているというような内容でございます。よろしくお申し上げます。

あと、御質問幾つかいただいた中で、お答えをしてみたいと思います。

まず、会計年度任用職員さんの人数、ちょっと常勤職員の定数と比べるとというようなお話をさせていただきました。実際にその常勤職員の定数が少なく、会計年度任用職員さんが多くなっていることは事実でございます。これは、ばらつきがあるにしろ、本町だけでなく多くの市町村で同じだと思います。

本町におきまして、会計年度任用職員が多い理由の一つといたしましては、本町では会計年度任用職員さんの職種によりましては、事業を実施するときなど必要なときに御勤務をいただくスポット勤務、例えばそういうような職員がお見えになります。このスポット勤務を除きましても、例えば御本人さんの希望、町側の希望もありますけれども、通常よりも短い時間でシフト勤務をしていただく場合、国や県の制度上の関係で週3回あるいは週5日働いていただくんですが、1日3時間というような形態で勤務をされているケースがございます。

具体的にどのようなケースかといいますと、例えば学校の場合を想像していただきますと、学校の用務員さんのように1日お世話になる職員の方もお見えになります。そのほかに、先ほど教育長が御答弁いただきました不登校傾向とか特別な支援を要する子供たちへの支援のための講師さんがいます。これ3時間から4時間の間で働いてみえる。外国籍で日本語が十分話せない子供たちへの適応指導員さんが見えます。また、フリースペースたるい、こちらでは学校を退職された教員免許を持っておられる指導員さんも配置をしております。外国人の英語指導助手は、以前は1人でしたけど、今は3人に増員をしています。スクール・サポート・スタッフは、自治体によっては複数の学校で1名のケースもあるけれども、垂井町は9校全てに配置をしています。こういうような形もございまして、会計年度さんのお願いをするケースは多いんですけれども、様々でございまして、一般事務の会計年度さんと比べて勤務時間も短いというようなこともございまして、こちらは会計年度任用職員を充てさせていただいているということでございますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

それから、上限の話も出ましたので、例規の上限でございますが、こちらは今後の65歳の定年延長を見据えて、最大値で作成をいたしております。例えば、10年後、この先定年延長制度が完了しますと全員が65歳定年になってまいります。65歳になった後も定年退職者が多く見込まれる中で、最も退職される職員が多いかなというようなところの人数をベースとして割り出しておるものですから、算出結果が実際の計画人数よりもかなり多くなっているというようなことでございます。あと、昇給、昇格につきましては、一定の基準に基づきまして、先ほども

副町長から申し上げたとおりの運用をしておりますので、御容赦賜りますようお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 申し上げます。

ただいま執行部の答弁中に制限時間40分に到達いたしておりますので、これで鈴木議員の一般質問を終了したいと思います。

しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

13番 富田栄次君。

〔13番 富田栄次君登壇〕

○13番（富田栄次君） 通告に従い、大きく2点質問いたします。

まず第1点目、小・中学校体育館にエアコン設置をと題してであります。

12月3日の朝日新聞朝刊の大見出しに、沸騰化、地球むしばむ。小さい見出しには、ホタテ大量死、世界では山火事・水害・干ばつとあり、次のような内容の記事掲載がありました。要約して以下読み上げます。世界の平均気温が史上最高を更新する今年、地球沸騰化とも呼ばれる異常な高温やその影響が日本を含む世界中で爪痕を残している。今夏の日本の平均気温は過去最高を更新、気象庁の担当者も予報を大きく超えた信じられないような高温と断じたとの内容が掲載してありました。

私は、平成16年9月議会の一般質問で保育園にクーラーの設置を、平成28年3月議会の一般質問で小・中学校の普通教室にクーラーの設置をと訴えさせていただきました。その当時としましては、子供は風の子、また厳しいその暑さ寒さに耐えていくのが子供といった厳しい教育が一部ではまだ求められていました。一般住民の人たちからもそのような声の一部あったかと思えます。しかし、その後の異常気象、猛暑が続く中で、平成31年夏までに町内全ての小・中学校の普通教室にクーラー設置が決定しました。町行政の素早い理解と対応に今思い返すと感慨深いものがあります。

私は約20年の間、月一、二回小学校の体育館で委員会活動の指導をしてきました。今も行っていますが、思い起こすとこれまでもとても暑い夏、とても寒い冬はありました。しかし、今年の夏は特に異常な暑さで、練習途中何度も児童たちに休憩を取らせ水分補給をさせました。熱中症対策に注意を払いましたので、その結果存分に委員会活動ができなかったのではないかと思います。

今後はさらに暑くなると予測されています。体育館は猛暑のため屋外で運動ができない場合の体育の授業や、委員会活動、部活動、そして各種行事、さらには災害時の避難する場として

ますます使用される機会が増えてきています。子供たちの健康のため、またその他の利用者のためにもエアコンの設置を進めるべきであると考えます。

そこで質問をいたします。

国の学校施設環境改善交付金において、体育館に大規模改造（空調）における屋内運動場への空調新設工事をする場合には、今年度から2025年度まで補助率が3分の1から2分の1に引き上げられました。算定割合2分の1を活用して、同時に空調設置工事と併せて行う断熱性確保工事に係る経費向けの補助単価が創設されたことを活用して、小・中学校体育館にエアコン設置を進めていただきたいと思います。

学校施設においては、これまで大規模改修として耐震設計、耐震構造への改修を第一優先としてきました。それが完了した後はトイレの洋式化等の改修を優先してきましたが、並行して小・中学校体育館にエアコンの設置を急ぐべきではないかと思えます。

そこで質問いたします。

子供たちの健康のため、またその他の利用者のためにも、小・中学校体育館にエアコン設置を急ぐべきではないか。

次に、第2点目、暗い夜道に街路灯をと題してであります。

他の地区については十分把握しているわけではありませんので、ここでは表佐地区の街路灯について質問をいたします。

今のこの時期は、夕方の6時過ぎともなれば外は真っ暗になります。地域によってはここは暗くて女の人1人では歩けないように思える場所や、道路によっては決して安全とは思えない場所もあります。

街路灯は犯罪の防止や抑制の一翼を担い、安全な安心のまちづくりにとって欠かすことのできないものです。令和5年度垂井町予算主要事業概要の総務費、総務管理費、財産管理費の事業名及び事業内容の欄に、公衆街路灯整備管理事業として、自治会要望等に応じ、危険箇所への公衆街路灯の設置や修繕等、街路灯の管理を行いますとあります。

そこで質問いたします。

1つ目、表佐地区街路灯の設置状況と危険な場所の把握状況について質問いたします。

2つ目、またどのような基準で街路灯が設置されているのか、街路灯の設置基準と規定について質問いたします。

3つ目、暗い夜道、町道表佐92号線に街路灯をについて質問をいたします。

この道路、町道表佐92号線は、新幹線の南側を新幹線に沿って東に、そして南へ栗原方面に向かう道路です。塚の宮交差点方面から南に向かい、比女神社の西側をさらに南に向かう間、新幹線までは街路灯はありますが、新幹線をくぐってからこの道路、町道表佐92号線に入り、新幹線の南側を新幹線に沿って東に向かい南に向かう間が暗いのです。

この道路は集落に隣接していますが、夜は真っ暗で歩く人、人通りはほとんどありません。男であっても1人では怖くて通りたくない場所でもあると思えます。しかし、この道路は栗原

からの学生の自転車通学路でもあり、また栗原方面へ向かう人たちの道路でもあります。このような92号線道路は表佐地区にありながら、表佐地区住民には集落の中にほかに代替道路、生活道路がありますので、この暗い道を通らなくても毎日の生活は何とか成り立っています。しかし、通学道路として、また表佐地区内で隣接する集落の人たちが行き交う道路として、宮代地区、栗原地区にもつながる道路としてなくてはならない道路でもあります。自治会要望のみに限らず、大所高所、特に広域の観点からも明かりが求められています。そこで、暗い夜道、町道表佐92号線に街路灯の設置をについて質問をいたします。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 富田議員の御質問の1つ目、小・中学校体育館にエアコンの設置をについてお答えをさせていただきます。

富田議員をはじめ、表佐太鼓踊り保存会の皆様におかれましては、長きにわたり表佐小学校の伝統づくり委員会において、地域で引き継がれる太鼓踊りの御指導をいただいておりますことに御礼を申し上げます。ありがとうございます。

ここ数年はコロナ禍の影響により、地域の皆さんの前で練習の成果を披露することができませんでした。今年度開催されました表佐地区文化祭において、表佐小児童による太鼓の発表を行うことができました。子供たちにとりましても、この経験は達成感を感じ、よい思い出になったものと考えております。

さて、文部科学省の発表によりますと、昨年9月現在における全国の小・中学校の空調設備の設置率は、普通教室が95.7%、特別教室が63.3%、岐阜県では普通教室が99.9%、特別教室が74.7%となっております。垂井町では令和元年度に普通教室、令和2年度に特別教室それぞれの教室への設置を完了したところでございます。

一方、全国の小・中学校の体育館等への空調設備の設置率は15.3%、岐阜県では7.8%にとどまり、普通教室等への設置と比べて低くなっております。垂井町でも体育館等への空調設備の設置は行っておりません。

こうした現状を踏まえ、国では国土の強化による防災や災害対策を促進する取組、国土強靱化の観点からも、学校体育館への空調設備の導入を推進するため、学校施設環境改善交付金の事業メニューである大規模改造空調冷暖房設備整備の事業のうち、新設する場合でかつ断熱性が確保されていることを条件に、令和7年度までの期間に限り、施設整備に対する補助率を現行の3分の1から2分の1への引上げを行っております。

近年の記録的な猛暑への対応や熱中症対策などについては、児童・生徒及び教職員の体調管理なども考慮した学校の環境づくりが重要であるとされており、特に学校の体育館は、子供たちの学習や学校生活の場の役割のほかに、夜間や休日の生涯スポーツとしての役割、さらに災害時においては避難所として利用される施設としての役割もありますことから、空調設備の設置の必要性については認識しているところでございます。



しかし、体育館への空調設備の設置につきましては、これまでの普通教室や特別教室と比べ室内が大きいこと、また現状では屋根や壁、床等の断熱性能が低いことなどから空調設備の導入と併せて断熱改修工事が必要となり、大きな費用負担が生じることが見込まれます。また、これまでに設置された市町の現状を見ますと、電気代を含む維持管理費の増大の課題、加えて温暖化への影響も懸念されているところでございます。

垂井町では、これまで計画的な学校施設の更新により全ての建物の耐震性を確保してまいりましたが、一方で建設後30年から50年以上が経過し、今後も安全に継続して学校施設を使用していくためには、校舎の老朽化対策を効率的・効果的に進める長寿命化改修事業を計画的に進めていく必要がございます。さらに、教育環境の質的な向上・改善を図るため、トイレの洋式化や照明器具のLED化にも取り組む必要もあります。

小・中学校体育館への空調設備の設置につきましては、本町の公共施設個別施設計画等を踏まえ、事業の優先順位を検討しながら、学校施設に係る全体の整備計画の中の課題の一つとして捉えてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは富田議員の大きい御質問の2点目、暗い夜道に街路灯をについてお答えさせていただきます。

本町では、犯罪の未然防止や歩行者の安全確保のため、夜間不特定多数の人が通行する町道や防犯上不安のある場所などに公衆街路灯を設置しており、その数は本年11月末現在で2,185基になります。また、現在は器具の取替えの際にLED灯への変換を進めており、11月末現在で1,377基、全体の63%がLED灯になっております。

公衆街路灯に要する費用につきましては、令和4年度決算額で公衆街路灯新設工事99万2,750円、電気代が1,000万4,361円、老朽化により公衆街路灯の器具取替え等の費用が247万5,264円で、合計で1,347万2,375円となっております。

御質問の1点目、表佐地区街路灯の設置状況と危険な場所の把握状況についてでございますが、表佐地区には本年11月末現在で321基設置されています。

危険な場所の把握状況につきましては、定期的に状況を確認しているわけではございませんが、自治会や地域の皆様から相談や要望をいただきましたときには、夜間に現地を確認し、現状把握に努めているところでございます。

次に、御質問の2点目、街路灯の設置基準についてお答えさせていただきます。

本町では公衆街路灯の設置基準は設けてはおりませんが、自治会や地域の皆様からの御要望に基づき、現地の状況を確認いたしまして予算の範囲内で設置を進めております。

ただ、特定の方のみ通行される場合や設置する場所が確保できない場合、農作物等の生育に影響を及ぼす可能性がある場合などは、設置について協議をさせていただく場合がございます。また、公衆街路灯の設置につきましては町内各地域から御要望がありますことから、地域の公

平性、平等性にも配慮しながら設置を進めているところでございます。

次に、御質問3点目、町道表佐92号線に街路灯をについてお答えさせていただきます。

町道表佐92号線につきましては議員御指摘のとおり明かりが少なく、夜間に通行することが危険と感じられるところがございます。改めて設置場所等について調整をさせていただきたいと思っております。

今後も適切な公衆街路灯の設置と維持管理を行い、夜間における安全・安心と犯罪防止に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 再質問では、立ちましたけれども、クーラーにつきまして、その必要性十分認識しておっていただくということでございますので、今の先ほど言われた財源、財政、また優先順位等もあるということは重々知っておって私も述べております。また聞きたいと思っておりますので、十分認識しておっていただくということで、よろしくお願ひしたいということで、この件については終わりたいと思っております。

それともう一つ、街路灯につきましては本当に、この場で即答いただきましてありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

〔1番 江上裕子君登壇〕

○1番（江上裕子君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

大きく2点についてお尋ねいたします。

まず1点目は、病児・病後児保育についてでございます。

病児・病後児保育とは、病気や病気回復期のお子さんを御家庭で見ることができないときに、専門のスタッフのいる保育室で預かる保育のことです。以前には垂井町にも病後児保育事業として病後児保育所つくしがりましたが、博愛会病院小児科の閉診に伴い終了した経緯がございます。

子供が病気のとき共働きのため困っているとお話を伺ったのは、私が町議会議員になる随分前のことでした。私も2人の子供を育てましたが、小さい頃本当によく熱を出しました。心配のあまり、当時かかりつけの小児科の先生に御相談をしました。気をつけているつもりなんですけど、すぐに熱を出すんです、どうしたらいいでしょう。すると先生は、お母さん、お子さんはこうやって熱を出して何回も何回も風邪を引いて免疫をつけていくんですよ、気長に付き合ってくださいとおっしゃいました。私は接し方で悪いところがあれば直したいと思っていましたので、ほっとしたのを覚えています。

私は自営業でしたので、子供が熱を出したときは休むことができました。その代わり、休んだ分仕事はかなりたまり大変でした。育児と仕事の両立には随分頭を悩ませました。しかし、環境によっては休めない場合もあると思っております。そういった場合はもっと大変だと思っております。

多様な生き方が認められている時代ですが、多様な働き方ができる環境はまだ整っていないのが現状です。子供が病気の時、家族で見ることができないときに預かってもらえる場所が近くにある。これほど心強いことはありません。女性のみならず保護者の社会進出を大きく後押しする施策であると考えます。

内閣府のホームページによりますと、この事業の目的は、子供が病気の際に自宅で保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図るとしています。児童福祉法第21条の9において、市町村が実施する事業として努力義務となっております。平成20年に行われた少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査においても、保育所を少子化対策について一層役立てていくために保育所のサービスでどのようなことをするのが望ましいと思うかというアンケートに対して、1番が待機しなくても入所できるよう保育所の数や定員を増やすで64.9%です。次いで、病児・病後児保育の充実54.7%となっております。このように明らかなニーズがある以上、病児・病後児保育の施設の普及のために働きかけをしていく必要があると考えます。

一方で、事業化するのが難しい点もあります。子供の病気には変動があったり予測ができないこと、前日は元気だったのに急に熱を出したり、また予約をしても次の日にはけろっと治っていることもあります。そのことから、利用者数の変動が大きく運営を安定化させるのが難しい点、また専門のスタッフを常駐としているため人件費もかさむことなどが上げられます。病児・病後児施設は平成23年には1,483か所、延べ利用人数44万517人であったものが、平成30年には3,130か所、延べ利用人数100万8,712人となっています。しかし、保護者が無理なく病児を預けるためには、近い距離に施設を整備することが重要になってまいります。そのことを考えると不足しているのが現状です。

病児・病後児保育の在り方ですが、他市町においてはレディースクリニックに併設されており、保護者の方が診察する折にもお子さんを預けて安心してゆっくり診察ができるように工夫された取組の上に病児・病後児保育の受入れをしているなど、様々な形で展開されている例もあります。このように、企業のニーズと保護者のニーズがウィン・ウィンの関係にあることが理想です。

本来であれば、社会全体の意識が高まり、子供が病気になり保護者が見ることができない状況の折には社会全体で対応していくという認識になるのが好ましいと考えます。しかし、それにはまだ少し時間がかかると思われます。病気の子供を安心して預けられるセーフティネットを二重、三重に用意していくことは、保護者にとって大きな安心になります。結果的には少子化対策に効力を発揮するものと考えます。そして垂井町としても、病児・病後児保育の施設を設置することは、保護者の就労と育児を支援するだけでなく、病気の子供たちにとって適切なケアを提供することにもなり、子供の健康と幸せを守ることにもつながると考えます。

そこで、垂井町においても病児・病後児保育の設置に努めることが必要であると考えますが、

垂井町長のお考えをお尋ねいたします。

次に2点目ですが、税収確保のための施策についてお尋ねします。

先ほどの1点目の質問は、福祉の分野に入ると考えます。まず、福祉とは「福」「祉」、このどちらの文字にも幸福を意味する単語となります。人なら誰もが持っている幸せになる権利、そのような解釈があります。英語にしますと、ちょっと発音に自信がないのですが、ウェルフェア、よりよく生きるという意味になります。町民の皆様によりよい生き方のために、事福祉に関しては、潜在的なニーズに対しても対応していく姿勢が必要であると考えます。

しかし、福祉を充実させるためには財源が必要です。そこで産業振興にもしっかりと力を注いでいく必要があると考えます。財源の確保による福祉の充実、この好循環を生むためには、長期的な展望に立ってしっかりと産業振興をしていくことが重要であると考えます。早野町長のお考えをお聞きいたします。以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは江上議員の1点目の御質問、病児・病後児保育の整備についてお答えさせていただきます。

病児・病後児保育とは、議員御紹介のとおり、保護者が就労などの理由により、病気あるいはその回復期にあるお子さんを家庭で保育することが困難なときに、御家庭に代わって専用の保育室でお子さんをお預かりするサービスでございます。

本町におきましても、垂井町子ども・子育て支援事業計画の中の支援事業の一つとして病児・病後児保育の拡充を掲げており、安心して子育てができる環境づくりのために重要な事業の一つとして位置づけております。しかしながら、議員御指摘のとおり、現在町内には施設を設置できておりません。

この事業は、町内にあった病後児保育所の閉鎖に伴い、平成23年12月からは大垣市と協定した施設1か所において行ってまいりましたが、この協定も実施施設の御事情により昨年度をもって終了いたしました。引き続き事業を継続するため、今年度、池田町、神戸町と新たに協定を結び、病児・病後児保育事業を実施しております。実施施設といたしましては、池田町社会福祉協議会が運営する病児・病後児保育室ひまわりと、神戸町の高田医院内にある保育室オーロラの2か所でございます。

病気のとくに安心してお子さんを預けることができるセーフティーネットとして利用枠を広げるためにも、今後も広域で利用可能な施設の拡充に努めてまいりたいと考えております。

議員のおっしゃるとおり、病児・病後児保育施設の運営には保育室やスタッフの確保が難しいなどの課題があるため、町内においての設置には至っておりませんが、より身近な場所に利用可能な施設があることの意義は十分認識しております。引き続き施設確保に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは江上議員の2つ目の御質問、長期的な展望に立った産業振興の施策について、商工振興の観点からお答えをさせていただきます。

現在、国におきましては新しい資本主義を主要政策の一つの柱としまして、構造的賃上げの実現、分厚い中間層の形成、国内投資の活性化、デジタル社会への移行を目指すべく様々な施策を実施しております。その中には多様な働き方の促進、スタートアップの育成及び公益活動の推進、デジタル田園都市国家構想の実現といった施策がございます。

本町の長期的な展望を示す垂井町第6次総合計画では、本年度は後期5年計画の初年度になりますが、人口減少の抑制と適応を主要課題と捉え、テーマに基づき様々な施策を実施しております。

産業振興につきましては、テーマ4. 産業・交流の中で、4の1、商工業におきまして、多様な雇用機会と魅力的な事業、若者が働きやすい就労環境の整備に向け、成長性の高い企業の誘致や既存企業の支援を進めます。商工業振興が図れるよう、時代のニーズに合った創業・経営支援を行いますといった戦略を定めております。

産業課では近年、新しい技術や考え方、時代の流れに対応し、魅力的で多様な事業の創出と働き方が実現できるよう、様々な施策を展開しております。具体的には、昨年度の創業支援アカデミーや本年度のコミュニティリスト事業、オンラインコレクション事業といった創業支援、企業支援セミナーやSDGsマルシェの開催、企業連絡会の設立、旧東保育園を活用したビジネス拠点づくり、商工会や地域金融機関との連携などが上げられ、国の施策とも合致していると認識しております。

今後とも本町活性化のため、未来への先行投資とともに将来の財源確保という観点から、各関係機関や関わる人々の連携を促し、総合計画に基づき引き続き産業振興を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは江上議員の御質問の2点目、長期的な展望に立った産業振興の施策について、都市計画の観点からお答えをさせていただきます。

本町の産業振興におきましては、商工業を活性化させることが町の発展につながるものと認識をいたしております。

このような中で、まず商業振興におきましては、土地利用の観点から垂井町都市計画マスタープランの重点戦略に位置づけております庁舎周辺への都市機能集積拠点づくりの取組といたしまして、現在、市街化区域の拡大による商業機能の誘導を進めているところでございます。

次に、工業振興におきましては、新規企業の誘致だけではなく、町内企業の町外への移転防止を図る必要があるため、成長性の高い企業の誘致、既存企業の支援が大変重要であると認識

をいたしております。

現在、令和8年度の東海環状自動車道全線開通を見据え、西回りルートに沿線市町におきましては様々な土地開発の取組が進められているところでございます。本町としましては、平成29年度に府中離山工業団地開発事業に着手をし、令和2年度に株式会社イノアックコーポレーションに進出をいただきました。今後におきましても、新たな工場用地開発に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

このような産業振興を図ることで、住みよい場所、働く場所が生まれ、そして人が集まることで成長と分配の好循環を実現し、議員御提言の福祉の充実にもつながるものと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） 1つ目の質問ですが、ただいま子育て推進課の課長のほうから御答弁をいただきました。

今伺いました中では、やはり規定の中で対応しておられる、そしてその規定の中をもって細やかに対応しておられるということが、御答弁をもって私は感じることができました。

しかしながら、やっぱりこの垂井町または不破郡に病児・病後児保育の施設が1つ、もしあったらかなり利便性が上がると思われれます。でも、それには様々な決まり、そういったことがあって今は難しい、そのことも理解しております。そういった中で上位法に基づいてやはり地域がやっていく。それは当然のことではございますが、地域のこの実情、今こういうのがあったらすごい助かるんだ、だけどここの縦割りの中でできていないということがもしあるとすれば、地域として地域を知る私たちが発信していくことがとても大切だと思われれますが、早野町長の御意見をお尋ねしたいと思います。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 江上議員の再質問にお答えをしたいと思います。

最初の御提言の中で、ニーズがある以上、施設普及のために働きかけをしていく必要があるんだという御質問の内容でございました。再質問も同様のお気持ちの内容だったというふうに理解をさせていただいておりますが、過去に設置者の撤退を含めて先ほど課長のほうが答弁したとおりでございますが、その後決して諦めることなく、接点を持っていないということではございません。これまでも何回ともその必要性等についてお話を、要請もしていただきながら、様々な形でお付き合いする中で何とかお願いできませんかということも申し上げてきたところでございます。

近々になるかどうか分かりませんが、少しいいような方向に向いておるように、私自身が思っておるだけかも知れませんが、また議員各位並びに町民の皆様喜んでいただけるような報告ができればというふうに思っておりますので、決して働きかけをしていないというわけじゃございませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） 今町長のほうから御答弁を頂戴しました。

決してそういうのをやっていないわけじゃなくて、心に留めてやっていただいているということ、これは子育て世代にとってもそれを取り巻く世代にとっても本当に心強いことですので、本当に期待申し上げたいと思います。

そして次、2点目でございますが、今度、2点目の産業振興の施策については、本当に長期的な展望に立って、商業、産業、そして都市計画の観点からもやっていただいているということでございます。そういった中で私が、本当に最近新しい企業が来ていただいている、垂井町に、そしてまた従来からずっと垂井町に貢献していただいている企業の方もあります。さらに商業の面でずっと垂井町で頑張っていただいている方がいらっしゃいます。そういった方々に満足感をもっと持っていただけるように、企業に来てもらったときに本当に来てよかったなあと思っていただけるようにするには、やっぱりその企業それぞれ、また商業それぞれの方が持っておられる課題が違うと思うんです。ですので細やかに、例えば大勢の場で発言しなくても、難しいことかもしれませんがその商業主のところに行ったり、例えば来ていただいた企業のところに行って、もし今お困りのことはないですか、垂井町でできることはないですかというような問いかけをしていただいて、本当に今おられる企業、そしてこれから来ていただく企業、商業の方が満足できるような取組をしていくのがいいんじゃないかなあと思うんですけど、その点についてお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 江上議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

まさしく御指摘のとおりでございます。私も先ほど職員の関係の質問をいただいたときに、待遇等々についての徹底のことをお話しさせていただきましたが、挨拶のみならず、思いというのは今御指摘のあったとおりでございます。これまで土地を転用して潰して持ってくるだけのことだけに捉えがちでございましたけれども、今現在創業していらっしゃる方々に、私が就任になってから、年末必ず事業所回り、今年1年間ありがとうございましたということで御挨拶に上がっておる次第でございます。

先ほど課長の答弁にもございましたとおり、東海環状の開通が間近に迫っておる中で、各市町それぞれ企業誘致の土地を用意しながら切磋琢磨する中で、決して怠ることのなく垂井町の産業振興のために、御指摘の案件につきましては怠りのないような行動を取ってまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） 今御答弁のほうを頂戴しました。

私も町議会議員にならせていただいて様々な勉強をさせていただく中で、すごい垂井町には可能性があるなとつくづく思うようになりましたので、今の御答弁をもって期待を込めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（若山隆史君） 8番 広瀬隆博君。

〔8番 広瀬隆博君登壇〕

○8番（広瀬隆博君） 議長の許可がありましたので、通告に従い質問します。

大きく2点でございますが、1点目は提案型協働事業と提案型地域活性化事業について、2点目は垂井曳軸まつりについてです。

それでは、まず1点目は提案型協働事業と提案型地域活性化事業についてお尋ねします。

提案型事業として、企画調整課所管の提案型協働事業と産業課所管の提案型地域活性化事業の2種類がある中で、提案型協働事業は地域の多様な課題について提案を募集し、提案団体と町が協働しながら解決する継続事業として、行政提案型1件15万円、団体提案型10万円、グループ提案型1万円を限度とした補助金があり、今年2月の広報「たるい」で募集されました。

一方、提案型地域活性化事業は、住民主体の地域づくりを構築するため自らが主体となる事業を提案するイベント実施団体への助成事業として、1年目は補助対象事業費の4分の3で上限は75万円、2年目は3分の2で上限は67万円、3年目以降は2分の1で上限は50万円が補助金として広報「たるい」1月号で募集され、追加募集を5月で行われ、合計10件の事業が採択されたところでありますが、そこで以下をお尋ねいたします。

1点目、これらの事業の内容を具体的に示されたい。

2点目、その成果と課題はいかがであったかをお伺いします。

3点目、各団体が提案され実施されたところですが、その成果をなした団体を取りまとめてはいかがか。

4点目、今後朝倉山真禅院での竹あかりアートや朝倉運動公園での線香花火づくりなど、時ならぬ華やかな打ち上げ花火などの事業をされた方たちが連携して、町のイベントの一つとして行うような方法を見いだせないか伺います。

5番目ですが、この成果ある事業は、町内外にも周知して継続をしていく考えがあるか伺います。

次に、大きな2つ目としまして、垂井曳軸まつりについてです。

岐阜県重要有形民俗文化財に指定・登録されている垂井曳軸及び垂井町重要無形民俗文化財の子供歌舞伎が、昨今の少子化などにより今までのように存続されることが危ぶむ声を耳にしますが、町の3大祭りとして町内外へのPRや曳軸の保存整備をしてこられましたが、今日の社会情勢の厳しい中でいかに盛り上げて持続可能にしていくか、町長の取組姿勢をお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは広瀬議員の大きい御質問の1点目、住民提案型協働事業・垂井町提案型協働事業についてのうち、企画調整課が所管いたします提案型協働事業についてお答えさせていただきます。

初めに、御質問の1点目、今年も多くの提案型協働事業が開催されてきましたが、その内容



を具体的に、につきましてお答えさせていただきます。

令和5年度の事業につきましては、行政提案型協働事業3事業、団体提案型協働事業7事業、グループ提案型協働事業2事業の計12事業が提案され、採択されております。

行政提案型協働事業では、行政がテーマを設定し、その課題解決のため団体が行政との協働により実施するものでございます。今年度はごみの減量と資源化、多文化共生事業の2つのテーマを設定いたしました。

ごみの減量化と資源化のテーマには2団体から提案をいただき、「ゴミ減量段ボールコンポストの普及事業」と「ごみの減量に取り組もう。SDGsなまちづくり」の2事業が採択されています。多文化共生事業のテーマには1団体から提案をいただき、「多文化共生事業～壁のない地域を目指して」の1事業が採択されています。

団体提案型事業は団体がテーマを設定し、行政との協働により実施するものでございます。今年度は6団体から提案をいただき、防災・減災活動などの事業が3事業、高齢化社会に対応するための事業が3事業、地域の歴史資源を守る事業が1事業の7事業が採択されています。

グループ提案型協働事業につきましては2団体から提案をいただき、多文化共生交流会と段ボールコンポストを使って生ごみを堆肥化する事業の2事業が採択されています。

次に、御質問の2点目、その成果と課題についてでございますが、提案型協働事業の各事業は1年を通して実施するもので、実施期間を1月末までとしておりますことから現時点での成果を申し上げることはできませんが、現時点のそれぞれの事業の課題につきましては、事業の展開が固定化傾向にあり、今後どのように広く住民に周知し、さらに多くの方に参加いただきながら活動の輪を広げていくのかが課題ではないかと考えているところでございます。

次に、御質問の3点目、それぞれの団体が提案され実施されていますが、団体をまとめる機関はありますかについてお答えさせていただきます。

提案型協働事業は、多様化する地域の課題等に対して各団体が補助金の交付を受けて課題解決に向けた事業に取り組んでいただいているものでございますので、それぞれの団体をまとめる機関はございません。

次に御質問の4点目、今後事業をされた方たちが連携して行う考えはありますかについてでございますが、今年度の事業では防災・減災活動や高齢化社会に対応する事業、ごみ減量の取組など同じ課題に取り組んでいる団体がございます。このような団体同士が連携して活動の輪を広げていくことは可能性としてはあるのではないかと考えております。

次に御質問の5点目、この事業はいつまで続けられる予定ですかについてお答えさせていただきます。

提案型協働事業につきましては、行政の力だけでは解決できない多様化する地域の課題や社会的課題の解決、地域の特性を生かしたまちづくりに関する事業を団体の皆様と協働で取り組んでいく重要な事業でございます。今後も継続して実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは広瀬議員の1つ目の御質問、提案型地域活性化事業、提案型協働事業についてのうち、産業課が所管いたします提案型地域活性化事業につきましてお答えをさせていただきます。

まず具体的な内容につきましては、本年度は審査会を経て、12団体の提案に対し10団体の事業を採択させていただきました。

実施内容につきましては、次のとおりであります。

1つ目は「TAO MEDERU～田を愛でる～」で、岩手地区におきまして手作業の米作り体験やお米の大切さを知る機会を創出する事業であります。2つ目は「第12回フェアトレードデイ垂井」で、朝倉運動公園におきましてフェアトレードに関するトークや学びのワークショップ、フェアトレード及び地産地消のマルシェを開催する事業であります。3つ目は「A DAY IN THE LIFE TARUI」で相川水辺公園におきまして、ラジコンレースや飲食ブースなどリラックスに加え、アクティブなイベントを開催する事業であります。4つ目は「たるい竹あかり」で、朝倉山真禅院におきまして、竹切りと色つけのワークショップを開催し、竹あかりに火を灯す事業であります。5つ目は「灯り・夕涼みフェスタ2023」で、文化会館におきまして電飾によるモニュメントを設置し、光と明かりの空間を創出し、夕涼みの空間を提供する事業であります。6つ目は「垂井町小規模事業者連携事業」で、宮代地区におきまして、みずのわ市とグルマンパンの森の日、南宮山市を連携させ、各会場を回遊させる事業であります。7つ目は「千紫万紅（SENSHI BANKO）～いろとりどりのヒノコのじかん～」で、朝倉運動公園におきまして、日常で火に触れる機会が減る中、火を学び、生きる力を育むための「火育」といたしまして、線香花火を自作し、自分で火をつけるワークショップを行う事業であります。8つ目は「シン栗原京栗の市マルシェ」で、栗原地区の八幡神社などにおきまして、栗原地区が栗の特産地であったことから、地産ブランドとしましてアピールするための栗マルシェを開催する事業であります。9つ目は「第2回ココキテ民家」で、岩手地区におきまして、空き家を利用し、マルシェや空き家の可能性を知ってもらうワークショップを開催する事業であります。最後は「あいかワンまつり」で、相川水辺公園におきまして、ペットも人も楽しめるイベントとしまして、ドッグランやペット用フリーマーケット、キッチンカーなどのマルシェを行う事業であります。

続きまして、その成果と課題につきましては、まず成果につきましては、提案団体の皆様は行政にはできにくい自由な発想や目線で、事業を企画、実施をしていただいております。また、多くの事業で若い方々から御提案をいただいております、その方々が核となって地域や多世代とのつながりをつくっていただいております。自治会など既存の地域組織での関係性が希薄になりつつある中で、事業を通して地域や世代を超えたつながりが生まれていると実感しております。また、町民の皆様だけではなく、町外または県外からも本イベントを目的として訪れていただ

いている姿を拝見しますと事業効果としては十分にあり、今後も期待するところであります。そして何より、提案団体の皆様はお仕事などお忙しい中で貴重な時間を割いて事業を実施していただいております、大変御苦労されているとは思いますが、当日提案団体の皆様のお顔を拝見いたしますと、皆様とても楽しそうで充実感あふれるお顔をしておられますので、それが一番の成果ではないかと考えるところであります。

一方、課題といたしましては、提案団体の皆様の調整不足を感じる場合がございます。公共空間は一般的に自由に使えるようなイメージがございますが、大きなイベントになりますと、関係機関や地元などとの調整が必要となってまいります。こちらからもお話はさせていただいておりますが、時間的余裕がなかったり調整不足であったりするケースが見受けられ、都度間に入らせていただき調整を図っておりますが、提案事業の増加に伴いそのマンパワーがかなり増加していると感じております。ただ、これは年数を重ねることにより慣れていかれる傾向にあると考えております。

続きまして、団体をまとめる機関はありますか、今後事業をされた方たちが連携して行う考えはありますかにつきましては、現在、提案団体をまとめる機関はございません。

ただ、連携して行う考えにつきましては、提案団体同士が事業のノウハウなどお互いの事業を補っている姿を拝見することがありますので、よい形での横の連携をされていると認識しております。

最後に、この事業はいつまで続けられる予定ですかにつきましては、以前は実行委員会形式ではありましたが、行政主導でふれあい垂井ピアを実施してまいりました。そのふれあい垂井ピアが30周年を迎えたに当たり、一度立ち止まり、このまま行政主導で続けていくべきかを検討したときに、行政主導のイベントでは限界があり、また一定の役割は果たされたのではないかという思いでふれあい垂井ピアを終了したところであります。

本事業は、ふれあい垂井ピアに代わる事業としまして、令和3年度から住民の皆様が主体となって行う事業として展開し、新型コロナウイルス感染症の影響もございましたが、本年度で3年目を迎えます。年度を重ねるごとに提案数が増えていますことから、住民の皆様の熱意や活力が高まり、地域力の掘り起こしになっているという実感がございます。

事業の今後につきましては、要綱では同一事業への補助金の交付は5年を上限とすると定めております。新規事業につきましては、1年目、2年目、3年目と補助率を減らし、5年間継続の中で補助金が交付されなくても事業の継続ができるよう、企業協賛などのノウハウを得ていっていただきたいと考えております。

また、提案に当たりましては事前の個別相談会も開催しております。毎年度事業を実施していくに当たり、審査会からの御意見も踏まえながら少しずつ改善を図っているところではございますが、5年をめどに、審査会や提案団体の御意見、議員の皆様の御意見などをいただきながら一度検証してまいりたいと考えております。年々提案事業が増える中で、関係機関や地元との様々な調整が必要になり、提案団体間の事業ノウハウにも差がございますので、支援体制

の強化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、他市町で本事業のことをお話ししますと大変羨ましいという御意見をいただくことがあります。御意見をいただくたびに、本町の地域力の高さに大変誇らしい気持ちになります。今後とも本町が魅力ある町であり続けられるよう、本事業を通じ住民の皆様の活動意欲を高め、地域活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、広瀬議員の2つ目の御質問、垂井曳軸まつりについてお答えをさせていただきます。

地域の祭りは、人口減少や高齢化、ライフスタイルの変化だけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響もあり地域社会をめぐる状況が大きく変わり、共助のコミュニティが縮小しつつある中、毎年数を減らしていると聞いております。

そのような中、垂井曳軸まつりにつきましては、本年度、地域の皆様の御尽力もあり、コロナ禍以前により近い形で開催され、実に多くの方にお越しいただきました。

一方で、芸児の成り手がいない、青年の数が減って負担が大きいなど、担い手不足の話が以前にも増して何うようになりました。地元では危機意識を持たれ、垂井祭り推進会議を設立し、これまで祭りの在り方や方向性などを中長期的に考える場がなかったとして話合いの場を設け、地域として祭りをどう存続させていくかを議論されております。

一方、町といたしましては、一番の大きな役割は観光客の誘客や受入れ体制の構築であると考えております。町内だけでなくより多くの方々に垂井曳軸まつりを見ていただけるよう関係機関との調整支援、駐車場の確保、ごみの処理、観光協会との連携による観光PRなどに取り組んでおります。このような取組は多くの方々に祭りを見ていただくことによって、芸児だけでなく祭り関係者の皆様にとってもやる気につながり、誇りを持っていただけ、祭りの文化を伝承する場になると考えております。

祭りには多様な役割があると考えております。その一つとしましては、祭りが地域愛や地域への信頼感の醸成など、文化の伝承だけでなく地域力を高める役割も担っていると考えております。現在地元では危機感を持って取り組まれており、苦しい状況かとは思いますが、逆の見方をすると時代に即して変わるチャンスでもあると考えることができます。

行政からの一方的な支援につきましては、一時としては効果があるとは思いますが持続性が疑わしい部分もあり、地域として今後継続して祭りを維持・伝承していくためには地域が主体となって取り組んでいただく必要があると考えております。町といたしましては、地元に寄り添いながら地域ができないことを支援させていただき、そういった姿勢が必要ではないかと考えております。

垂井曳軸まつりは近隣の軸の祭りとは比べましても、壮麗な曳軸の舞台の上で子供たちが歌舞伎を演じる、他に引けを取らない誇るべき祭りです。今後も地元での話合いを注視しながら、祭り関係者や観光協会などとも連携し、積極的なPRや受入れ環境を整え、より多くの観光客に来ていただくよう取組み、祭りの維持だけでなく発展に努めてまいりたいと考えておりま

す。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 私からは、広瀬議員の2つ目の御質問、垂井曳軸まつりにつきましてお答えいたします。

垂井曳軸まつりは、南北朝時代に起源を有する670年余りの歴史と伝統ある祭りでございます。江戸時代に作られました3基の曳軸は昭和36年に岐阜県重要有形民俗文化財に指定され、その曳軸で演じられる子供歌舞伎は昭和55年に、また祭りの際に演奏される祭りばやしは昭和62年に町の無形民俗文化財に指定されています。

町では、町内に所在する文化財の保護を目的に、垂井町文化財保護費補助金交付要綱に基づき、文化財保護事業に要する経費に対し補助金を交付しております。これまで曳軸の保存修理をはじめ、子供歌舞伎や祭りばやしに必要な諸道具の修理に対し補助を行ってまいりました。今年度についても鳳凰山の舞台装置の修理や、子供歌舞伎を演じるために必要な後軸を収蔵する軸蔵の修理、祭りばやしの伝承活動に対し補助事業を行ったところでございます。

垂井町が誇る祭りであります垂井曳軸まつりが、議員御指摘のとおり持続可能なものにしていくために、今後も文化財の保護事業としてしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 8番 広瀬隆博君。

○8番（広瀬隆博君） どうもありがとうございました。

力強い思いを受けましたが、大変いろいろと御支援いただいております。ちょっと踏み込んで1つ質問します。

2番の垂井曳軸まつりのほうから先にちょっと再質問させていただきたいと思います。

本当に今心強い御意見いただきましたが、昨今垂井曳軸子供歌舞伎は少子化に伴い、募集は極めて難しくなっております。それは御承知のとおりかと思いますが、少子化と併せて、この実情の一つとして、芸児1人当たりの出演負担金が7万円出すことになっており、この経費は振りつけ師への謝礼、また衣装、化粧代などに充てられることで保護者負担が社会情勢の厳しさから大変なことになる、なかなかこのようなことで集まらないのではないかとということで、町からの支援ができないものかということで、以前に何か町長のほうにも要望書を出されたと聞いておりますが、その辺のところ町で支援できないものかということで踏み込んだ話でございしますが、御答弁お願いいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 広瀬議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど質問なされたときに、3大祭りの一つのお話でございました。御案内のとおり、垂井祭りをスタートに宮代祭り、それから表佐祭りといったようなことを指していらっしゃる

と思いますが、陳情を受けた折にも少しお話をさせていただきました。実情は十分理解できるわけですが、3大祭りという町内の事情がございまして、そこへ踏み込めるかどうかといったこと、議員各位の皆さんの了解を得る中でしかなし得ない話でございますので、慎重に十分検討しながら、それから財政的な措置も必要になってまいりますので、そういったことで御理解賜りたいと思います。

○議長（若山隆史君） 8番 広瀬隆博君。

○8番（広瀬隆博君） 今3大祭りということで私もお話ししたわけなんですけれども、私、垂井地区にはいないもんで、小さい頃から垂井の祭りに憧れていたわけなんですけれども、この7万円いただくというのは最近知りまして、よく垂井の方は頑張ってやられたなあとっております。よろしく御検討願います。よろしくお願ひいたします。

それで、2つ目ですけれども、最近、表佐太鼓祭りや宮代神事芸能ですね。垂井町の3大祭りと言っているんですけれども、女子の出演があると聞いております。また他地区で餅まき棚への女児の登壇が話し合われているところですが、垂井町無形文化財の垂井祭りばやしの保存会では、垂井小学校のおはやしクラブ活動で女児を含めた子供たちが来年の祭りに向けて稽古を積まれているということでございます。

ここにバッジがありますが、SDGsの観点から曳軸舞台に女児の出演をと思いますが、なかなか今までの長い経緯がございましてまちとして、町として、観光協会とか曳軸保存会と3者でそのようなことを相談されてはいかがと思いますが、町長の所見をお伺ひいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 広瀬議員の再質問にお答えをしたいと思います。

去る12月9日でございますけれども、5年度の垂井町の人権フォーラムの開催がございました。その折に児童・生徒の作品について、生涯学習課の前に実は、「心のふれあう豊かな人権尊重のまち」といったようなことから人権啓発のポスター優秀作品でございますけれども、表佐小6年の森本さんのこの絵を拡大したのをロビーに飾ってございます。差別のない個性ある世界へということで、それからもう一つ人権ポスターの優秀作品、府中小の6年の小藪さんでございますが、それぞれ一人一人の違いを認め合おうといったようなことのポスターでございます。また、作文につきましては、宮代小学校5年の若山さんが「くらべない 一人一人が主役だよ」という標語、それから府中小学校の3年の小竹さんは「思いやり 少しの勇気をつなげる心」といったようなことで、実にたくさんの応募作品の中から優秀作品として9日の日に表彰を申し上げた次第でございます。そのほか何百に及ぶ作品がございましたが、いずれも、このポスターでございますけれども、差別のない社会の実現について、こういった小学校6年の児童が早くもこういうことに作品の中でこういう絵を描かれるということはとても素晴らしいことで、恐らく表彰を受けられたと思うんですが、審査を受けた上で。そうした社会、この子供たちが成人する時代には、恐らくこういったことの認識の社会の願望、熱望があってお育ちになられるということが想定されるわけでございます。

古い神事の伝統の芸児をどう扱っていくかというのは、こういった平等な社会、人間は生まれながらにして平等であるといった社会が当たり前の世の中を考えたときに、それぞれの祭事の実行部隊でございます神社関係の役職員の皆様方、十分にそういった背景があるということも御議論の上で最終的に、そういうことの時代であるということは私からは申し上げることはできません、そうしなさいということまで踏み込めない神事芸能の部分がございますので、そういった背景の中で御決断、方向性を示していただくのが最善策ではないかというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（若山隆史君） 8番 広瀬隆博君。

○8番（広瀬隆博君） どうもありがとうございます。

次に、時間があれでするので、前の1番の提案型の事業についてちょっと再質問したいと思います。

垂井町提案型の地域活性化事業に私もいろいろ参加しているわけなんですけれども、文化会館での夏のイルミネーションなど実にすばらしい事業が多かったと感動しましたが、よいアイデアを取り入れて、またマルシェなどの参画も含めていろいろと行われているということでございます。

先ほど産業課長も他市町から羨ましがられているというようなことでございましたね。これは先ほど言われましたが、垂井ピアに代えて自主的事業化したということでございますが、マスコミに大きく取り上げられるような活気あるイベントとして事業化してはいかがかということですね。それを思うんですけれども、先ほど事業化はなかなかできないようなことでございましたが、そうですね。例えば、先ほど垂井曳軸まつりですけど、そういうところと何かちょっとコラボしてやるとか、そういうようなことをまた考えられたりしたらいいかなあと思えます。

ちょっと時間がないので今の質問に答えていただきますのと、もう一つ。

若い方がやられるのは本当横文字ばかりで、何をやってみえるかよう分からないような、難しい提案内容が多かったですね、何ですか、LOOPは分かります。「A DAY IN THE LIFE TARUI」とかね。「Nekko farm&the Holding Company」が「TAOMEDERU～田を愛でる～」、これはただのローマ字でございますが、そういうようなことで、若い方ぜひやってもらいたいぞ、一緒にできたらもっと盛り上がるんじゃないかなという提案でございますが、いかがでしょうか。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 広瀬議員の再質問にお答えさせていただきます。

もともと、ふれあい垂井ピアに代えまして、こちら提案型地域活性化事業を始めさせていただいたところではございますが、一つの目的としまして、ふれあい垂井ピア、御存じのとおり11月の最初の土・日かと思いますが、どちらかという一発花火のイベントであったものを、規模感としてはもしかすると小さいかもしれませんが、年中通して垂井町至るところでイベン

トをやっていただくというところが、趣旨であって、こういった事業を始めさせていただいているところでございます。

またその中で今、議員から御提案がございました。中には、やっぱり垂井曳軸まつりとコラボレーションしたいとかそういった御意見もまた出てくるかとは思いますが、あくまでも住民の皆様が主体となってこういった事業をやりたいということで御提案をいただき、それについて町から御支援をさせていただくというような事業設計になっておりますので、そういった御意見がありましたこと、またこういった一般質問、ケーブルテレビでも流れておりますので、そういった御意見も踏まえながら、また住民の皆様からの提案を今後期待してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は15時といたします。

午後2時42分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

3番 水野忠宗君。

〔3番 水野忠宗君登壇〕

○3番（水野忠宗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私からは垂井町合併70周年記念事業についてでございます。

垂井町は、昭和29年9月10日に旧垂井町、宮代村、表佐村、府中村、岩手村、荒崎村の一部綾戸地区が合併し、その12月に合原村を編入して誕生しました。

来年度、令和6年度は垂井町が合併して70周年の年となります。

現在、次年度の予算編成の時期ではありますが、この垂井町合併70周年記念事業について町としてどのような事業を予定しているのかをお尋ねしたいと思います。

平成26年垂井町合併60周年記念事業の第1部では、文化会館において垂井町合併60周年記念式典を挙行されたところでもございます。

当日は、国・県関係者、近隣市長、議長をはじめ、日頃より垂井町の力を支えていただいている多くの町民の皆様に御臨席をいただき、合併から60年の歩みを振り返るとともに、垂井町のさらなる発展を誓ったところです。

また、第2部では、当時NHK大河ドラマで「軍師官兵衛」が放送されており、日本の戦国時代における黒田官兵衛公の生涯を描いたドラマでございました。その中で、竹中半兵衛公は秀吉に仕える天才軍師として描かれたこともあり、半兵衛公と官兵衛公にゆかりのある6市町村からたくさんの方々に参加をいただきました。また、竹中半兵衛公、黒田官兵衛公の二兵衛の子孫である竹中家、黒田家からも出席をいただき、記念講演や参加市町の観光PRやロビー



では物産展など盛りだくさんの内容で大いににぎわいを見ることとなりました大河ドラマサミットでございました。

さて、先日、町執行部と議会議員の皆様と「垂井町がフェアトレードタウンになったらいいな」について、勉強会がございました。

フェアトレードとは、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い生産者や労働者の生活改善と自立を支える貿易の仕組みのことですが、途上国の生産者だけではなく、地域の生産者、そして消費者である私たちみんなにとってやさしいまちをつくっていくことです。

町長のフェアトレードタウン宣言についてのお考えは、また、町長は垂井町がフェアトレードタウンになったらどのような垂井町になるとお考えなのか、また10年後、垂井町がどうあってほしいのかをお話をいただければと思います。

そこで、私からの御提案でございます。

現在、垂井町提案型地域活性化事業により、各種住民活動団体やNPO法人などが提案し、垂井町と協働により多彩な住民主体のイベントが開催されています。中でも、今年も朝倉運動公園で開催されたフェアトレードデイ垂井は12年目を迎え、ふれあい垂井ピアに代わる新たな垂井町の代表的なイベントであると考えています。

また、私自身も栗原地区で開催されました、「シン栗原京栗の市マルシェ」の実行委員として活動をさせていただきました。おかげさまで大盛況に終わったものとおっしゃっているところでございます。

これらの事業は住民団体等から提案された事業ですが、垂井町合併70周年記念事業に当たり、住民、議会、行政の協働による事業としてはいかがですか。

町が提案し、住民団体等と協働により実行委員会形式で実施してはどうでしょうか。垂井町合併70周年記念事業について検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 水野議員の70周年記念事業の中から、まず私のほうから初めに、フェアトレードタウン宣言についてでございますが、お答えをしたいと思います。

フェアトレードの活動につきましては、御案内のとおりフェアトレードデイ垂井の開催が今年で、議員も御指摘にございましたとおり12年目を迎えられるようになりましたように、住民の団体の活動が長く継続して行われておりまして、その活動の輪が各店舗まで広がりを少しずつ見せ始めておるのかなというふうに考えております。

こうしたことはフェアトレードの取組が少しずつでございますけれども、まち全体に浸透をし始めているのではないかと、そのように感じておるところでございます。タウンの宣言につきましては、垂井町としてこの取組を支援するための方法の一つではないかと、そのように認識をいたしております。

次に、フェアトレードタウンになったらどのような垂井町になるかという考えなのか、また10年後、垂井町がどうあってほしいのかというお尋ねでございますが、フェアトレードは地球規模の取組のみならず地産地消や、議員も御指摘のとおりでございますがローカルトレードを大切にすることも重要な取組の一つとなっております。また、この地産地消の取組によりまして、地域の活性化にもつながるものとも認識をいたしております。

そこで、私の思いでございますけれども、子供の将来が生まれ育った環境で、ぜひとも数十年の後には、そうした生まれ育った環境で左右されることのないよう、そしてまた、貧困が世代を超えて連鎖することのないように、その対策を進めていくことにつきましては大変重要な試みであると、そのように考えております。

そしてまた、そうした考えにつきましては、国内のみならず国境を越えても同様でございますが、昨今の紛争の報道ばかりでございますけれども、発展途上国の生産性の自立を促したり、現代世界に広がります貧困問題を解決しようとするフェアトレード活動の理念とも重複するものと思っております。ぜひとも、フェアトレード活動を一層深化させていただきまして、その理念を広めていただくことを大いに期待を申し上げたいと思っております。

私もその活動を少なからず応援することで、そういった貧困の解消につながる世界であったり、日本であったり、地域であったりとそういう思いでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（若山隆史君） 副町長 藤塚康孝君。

〔副町長 藤塚康孝君登壇〕

○副町長（藤塚康孝君） 私からは、水野議員の御質問のうち、垂井町合併70周年記念事業実施に当たり、住民、議会、行政の協働による事業としてはいかがですか。また、町が提案し、住民団体等と協働による実行委員会形式で実施してはどうでしょうかにつきまして、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、本町は来年9月に合併70周年を迎えます。

そのため、来年9月に垂井町合併70周年を記念する事業を開催するため、本年6月に全庁的に職員からの企画提案を募集し、また7月には私をリーダーとして、総務課、企画調整課、産業課、生涯学習課の各課長を構成員とした垂井町合併70周年記念事業実行チーム会議を設置し、これまで4回にわたり会議を開催して、準備を進めてまいりました。今後は本格的に令和6年度の当初予算編成に向けて検討を進めてまいります。

そのような中、本町では、来年度におきましても引き続き大規模事業なども見込まれることや、50周年や100周年などのような節目の年とは異なることなども踏まえ、予算全体を十分精査し、健全財政にも配慮しつつ、一方で垂井町合併70周年記念事業を記念すべき大切な事業であるということを念頭に置きながら進めてまいります。

したがいまして、議員からの御質問、御提案をいただきました実行委員会などの設置については考えておりませんが、町内事業者との連携や、ほかの町事業とのコラボ企画なども併せて

検討しながら、来年本町が合併70周年を迎える記念すべき年であることを様々な機会、行事を通じて、住民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

○3番（水野忠宗君） 合併70周年記念事業に関しましては、次年度事業でございます。まだまだこれからだと思いますが、いろいろ検討していく中で先ほどの地域活性化事業において、それも、この70周年事業という形で冠だけでも出して垂井町全体として盛り上げていくというようなことも一つ考えていただければと思います。

またフェアトレードに関しましては、住民、議会、行政がまだまだ理解を深める中で進めていくものだというふうに考えておりますので、その辺よろしくお願ひします。

答弁は、活性化事業で冠としてはどうかについてお願ひします。

○議長（若山隆史君） 副町長 藤塚康孝君。

○副町長（藤塚康孝君） 水野議員の再質問でございますけれども、活性化事業、ほかの事業もいろんな事業が垂井町にはございます。できる限り全ての事業において冠をつけて行ってきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 先ほどのフェアトレードで少し言葉足らずのところございましたが、いずれにいたしましても私の思いは伝えましたけれども、引き続き、議員からも御指摘ありましたとおり、議会との調整、検討を十分図りながら推進していく考えでおりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

○3番（水野忠宗君） 70周年記念の事業につきまして、冠でつけていただくことによって、住民の皆さんにも、これが70周年になるということを周知していくところも大切でありますし、今後の10年、どうつなげていくかというところで今後の予算立てとか、そういったことをしていただきたいという思いでございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

〔5番 小宅宏君登壇〕

○5番（小宅 宏君） 5番 小宅宏です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を開始させていただきます。

一般質問1. 垂井町も子育て応援宣言を。

一般質問2. 健康保険証の存続をです。

1. 垂井町も子育て応援宣言を。岡山県奈義町の子育て応援宣言から学ぶ。

私たち文教厚生委員会のメンバー6名、事務局1名、子育て推進課長1名、副町長1名、合計9名で10月17日より3日間、初日の岡山県奈義町を皮切りに他の市町村の行政視察研修に行

きました。奈義町の子育て応援宣言から学ぶとして質問をします。

「岡山県奈義町少子化対策～町全体での子育て～」パンフより、まず奈義町の沿革、概要について述べます。

奈義町は1955年、3村合併により誕生しました。2002年12月、平成の大合併論議を行い、合併の意思を問う住民投票で単独町制を決定しました。投票率は約75%（うち70%が合併しないを選択）。

面積は69.52平方キロメートル、人口5,751人、世帯数2,533世帯。特色、自衛隊があり日本原駐屯地、日本原演習場は面積が14.66平方キロメートル。奈義町分は11.94平方キロメートルで、奈義町全体の約2割を占めます。一般会計当初予算は72億、2024年にこども園の開園予定の予算も含めてです。

次に、奈義町の課題と目標ですが、奈義町の存続のため、人口減少は最大の課題です。課題は人口減少、少子高齢化です。

対策は、定住促進のために次の4つの柱を掲げています。

①子育て施策（産み育てる環境）、②住宅施策（住む環境）、③魅力ある教育、④就労の場の確保施策（働く環境）です。人口推計では、2020年、人口は5,058人、高齢化率は35.5%、40年後の2060年には人口は2,809人になり、人口は半減、高齢化率は43.5%になり8%も上昇します。

次に、奈義町の子育て応援宣言の表題ですが、少子化対策は子育て世代だけの問題ではない。だからこそ、課題を住民と一緒に考える。

子供が減り、若者や子育て世代が減少してしまうと、今ある商店やスーパー、病院、交通機関など生活に必要な施設や、機能、サービスを維持することは難しくなります。少子化による人口減少は、この町を70年、80年守り育ててくれた「高齢者」の安全・安心な生活にもつながる課題です。少子化による人口減少はこの町に住む全ての人に関係する最大の課題と言えます。だからこそ、住民のみんなで町の未来を考える。子供から若者、高齢者まで、住みやすい町を創るために。

少子化対策は最大の高齢者福祉。

次に、奈義町の子育て支援年表を見ますと、2002年の単独町制の住民投票決定を皮切りとして数々の子育て支援施策を行い、2000年代の合計特殊出生率1人台を2012年には子育て応援宣言を公表し合計特殊出生率を2.11人にし、2019年には合計特殊出生率を2.95人を記録するまでに至りました。2022年の8月には第3回日本子育て支援大賞を受賞するまでに至りました。

垂井町は、第6次総合計画、第4章（人口フレーム）第1節（将来展望人口）によると、本町の人口は2000年の2万8,935人をピークとして、40年後の2060年には1万7,297人程度まで減少することが見込まれています。

本町は2015年に策定した垂井町人口ビジョンにおいて、2030年まで合計特殊出生率を1.8人まで上昇させ、10代から30代の若年者の転出を抑制するとしています。当面2027年に2万

6,000人の人口を維持することを目指しています。

第6次総合計画、資料編11. 住民意識の概要、(1)居住意向のアンケート調査によると、本町における居住意向について、一般住民の75.6%は「今の場所に住み続けたい」と回答しており、大多数が永住意向ありと判断できる結果となっています。また、中学生においても「垂井町に住み続けたい」が10.1%、「進学や就職で町外に住むことがあっても、いずれは垂井町に戻って住み続けたい」が29.9%となっており、「分からない」と回答した33.5%を除くと、過半数は居住意向がある結果となっています。一方、高校生では「将来、垂井町に住みたくない」と回答した割合が37.0%であり、「将来、垂井町に住みたい」の12.3%を大きく上回る結果となっています。

2番、垂井町の子育て支援施策（現行）、小・中学校給食の無償化、18歳までの子供の医療費無償化、ICT教育の推進、働く保護者の子育てサポート、第2期早野町政の子育て支援施策、子育てファーストタウンたるいの宣言を発表され、その内容として、こども園の保育料と給食費の無償化、実施時期は未定です。ぜひ実行してもらいたい施策として、こども園のおむつのサブスクの導入、国保税の子供の均等割の無償化に助成を。

以下1点のみ、町長、子育て推進課長にお尋ねします。

奈義町に学び、子育て応援宣言をすべきだと考えますが、どうお考えですか。

次に、一般質問の2番に移ります。

健康保健証の存続を。

個人情報保護を破壊し、国民皆保険制度を破壊するマイナンバーカードへの一本化の中止を、マイナンバーカードの暴走を止めよう。

I. マイナンバーカードのトラブル、底なしの様相です。

主なものを紹介すると、8月16日現在です。本人以外の口座への登録14万件、他人の年金記録が閲覧可能170件、マイナ保険証に他人情報が誤登録された8,441件、コンビニで他人の証明書発行26件、マイナポイントが他人に付与172件、障害者手帳でも誤登録2,883件、療育手帳でも誤登録2,336件、他人のマイナンバーカードを交付、使用2件、マイナ保険証40万人がひもづけできず、全国保険医団体連合会（保団連）の調査、6月ではマイナ保険証のトラブル5,493件、マイナ保険証で医療費を10割負担1,291件、同意のない登録11件、年金記録とのひもづけミス118件、他人の口座への誤送金も1件。

今後点検が進めば、さらなる誤りが発覚し、トラブルは拡大していきます。

II. 上述のごとく、多くの個人情報保護が破壊されています。

III. 強行突破すれば、国民皆保険制度を破壊します。

健康保険証がなくなるとどうなる。健康保険証の発行・交付は義務、イコール公的医療保険制度の根幹である。保険証は発行・交付義務から申請主義になる。

マイナ保険証の有効期間は5年、資格確認書有効期間1年、ともに申請しないと届かない。保険証を持っていない状態が生じるイコール無保険扱いが発生し得る。

保険証廃止に伴い、国民健康保険の短期保険証は廃止。資格証明書は特別療養費の支給に変更する旨の事前通知へ。

従来の健康保険証は、自治体や協会、組合などの保険者が被保険者に保険証を交付する義務がありますが、マイナ保険証では被保険者がまずマイナンバーカードを作成し、マイナ保険証への手続が必要になります。国民皆保険制度が申請主義に変わってしまいます。マイナ保険証を作成しない人には資格確認書が交付されますが、それも申請が必要で、しかも、有効期間が1年です。申請が遅れたり申請を忘れた場合、保険料を払っていても無保険扱いが発生し得ます。カード更新時も含めて、寝たきりや認知症の人はどうやって保険証を取得するのでしょうか。マイナンバーカードは送付されません。受け取りは役所で本人対面が原則。大量の無保険扱い者が生まれてきて国民皆保険制度を破壊します。

また、マイナ保険証に一本化された場合、医療機関が、対応機器導入時の費用、運営維持管理、通信の安全性への費用などの負担が増え、対応しない、対応できない医療機関は廃業の危機が懸念されています。患者も医療情報開示の同意への不安など多くの懸念材料があります。

政府のデジタル重点計画では、運転免許証、母子手帳、介護保険証、さらに大学の授業の出欠、携帯電話の購入や銀行口座開設などの契約時の本人確認も。

世界各国で個人番号制度は廃止の方向に向かっています。マイナンバーカードに何でもひもづけするのは、G7諸国で日本だけです。ドイツでは違憲判決で廃案、フランスでは国民の反対で導入不可、一度導入されたイギリスでも個人情報流出の懸念からIDカードは廃止に、日本は世界の流れに逆行しています。

マイナー一本化は財界の要求。2,810億円のマイナンバー関連事業の9割を8社の大企業が独占し、8社で5億8,000万円を自民党に献金。撤回しかない。現行の保険証の存続が最も簡素で確実です。保険証の廃止は撤回しかありません。医療機関や薬局の窓口でマイナ保険証により保険資格を確認した利用率、10月のです、僅か4.9%にとどまるなど国民の不信感は払拭できていません。

デジタル化の前提として最も重要なのは個人情報の保護です。国が政治の透明性と説明責任を果たし、個人情報を適切に管理し、安心・安全を求める国民に信頼されることです。

以下、町長、関係課長に質問をいたします。

①マイナンバーカードの大量のトラブルをどうお考えですか。

②個人情報保護の破壊は、垂井町まちづくり基本条例第6章の第17条の規定に違反すると思いますが、どうお考えですか。

③大量の無保険者が生まれてくる可能性があります、どうされますか。町独自で発行・交付義務を継続しようと思われませんか、どうお考えですか。

以上の3点です。御返答よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 小宅議員の1点目の子育て応援宣言について、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、子育て支援少子化対策につきましては、本町にとりましても最優先に取り組んでいくべき課題であります。

本年2月でございますけれども、私は予算の記者発表時に子育てファーストタウン垂井を宣言いたしました。結婚、妊娠、出産、子育てのライフステージに応じた取組を充実させること、そしてまた全ての子供が健やかで安全・安心に成長できるための取組を推進することを予算編成方針の重点目標に掲げまして、私が町長就任以来実施してまいりました小・中学校給食費の無償化でありますとか、18歳までの医療費無料化、ICT教育の推進などを引き続き実施いたしますとともに、不妊治療費の保険適用分の助成でありますとか、こども園のおむつの持ち帰りを廃止するなどの取組も開始をいたしましたし、併せて、留守家庭児童教室でございますけれども、月1回の土曜日の開設から今年度から東小学校の留守家庭児童教室で、集中教室でございますけれども、毎週開設することといたしたところでございます。少子化対策及び子育て施策に、今後とも力を注いでまいります。

垂井町におきましては、令和元年度に子育て推進課を設置いたしまして子育て支援の充実を図ってまいりましたが、本年、少子化対策の取組を全庁的に推進するために、少子化対策検討委員会を立ち上げまして、子育てファーストタウンたるいに資する具体的な取組につきまして議論を重ねておるところでございます。

一方、国におきましては、本年、こども家庭庁の創設と児童福祉法の改正によりまして、本格的にこどもまんなか社会の実現に向けて動き出したところでございます。こどもまんなかとは全ての子供や若者たちが幸せに暮らせるように、常に子供や若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくことでございます。

そこで本町におきましても、こども家庭庁が提唱いたします「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、こどもまんなか応援サポーターへの就任を計画しております。こどもまんなか応援サポーター宣言には特別な手続はございませんけれども、現在、宣言に向けて計画を進めているところでございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、2点目のこども園におけるおむつのサブスクの導入、そしてまた大きい2点目の国民健康保険証の存続につきましては、それぞれ担当の所管の課長から御回答申し上げますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、小宅議員の大きな1点目の御質問、子育て応援宣言の中で、子育て推進課の所管であります、こども園におけるおむつのサブスクの導入についてお答えします。

おむつのサブスクリプション、サブスクは、保護者がサブスク事業者と契約し、毎月定額を

支払うことによって園でのおむつやお尻拭きなどが使い放題となるサービスです。価格については、おむつのメーカーなどにより異なりますが、一般的には月額2,500円から3,200円程度となっております。割高ではありますが、保護者にとっては、おむつへの名前書きや毎日かばんにおむつを入れる登園準備などの負担軽減のメリットなどがあります。

また、保育士にとってはおむつの在庫管理や発注作業という新たな負担は生じますが、サブスク利用者が多ければ、園児共通のおむつになるため園児それぞれにおむつを使い分ける手間が省けるなどのメリットがあるとされています。

本町においても、今後の参考にするため、先月、町内の公立園6園のゼロ歳児から2歳児の保護者に対し、利用料金を月額2,000円という設定でおむつのサブスクを利用したいかどうかのアンケート調査を実施したところでございます。

結果といたしまして、利用したいが38.5%で、利用したくないは39.3%でございました。想定していたよりも利用希望者が少ない現状でございました。また、利用したくない理由の多くは価格面での御意見が多い状況でございました。

このアンケート結果や御意見などを踏まえながら、引き続き、利用者また保育士、双方にとってメリットとなるような方法などを検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の御質問のうち大きな2点目、健康保険証の存続をについて、マイナンバーカード及び国民健康保険証を所管しております住民課より、関連しております1番から3番までの3つの御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目のマイナンバーカードの大量のトラブルをどうお考えですかについてでございます。

初めに、当町のマイナンバーカードの交付の状況について御報告申し上げます。

令和5年10月31日時点で交付件数が2万1,698件であり、人口に対する交付率は82.6%となっておりますところでございます。

マイナンバーカードの申請及び交付につきましては、全国で人為的ミスや、コンビニエンスストアでの証明書の誤交付、マイナポイント手続関連については、公金受取口座の登録、健康保険などの情報とマイナンバーのひもづけの誤り、また身体障害者手帳情報とマイナンバーのひもづけ誤りなど、トラブルについては依然として報道がなされており、議員御承知のとおりでございます。

当町ではこういったトラブルは発生しておりませんが、このような事例を他人事としてではなく真摯に受け止め、ヒューマンエラーなど誤りを未然に防止するための仕組みづくりが重要であると認識しておるところでございます。役場庁舎でのマイナンバーカードの申請受付では、申請者御本人と職員が一緒に、氏名や顔写真等をタブレットで確認いたします。カードの交付



時においては事前に複数の職員にて確認し、お渡しする際にも御本人と一緒に御確認いただき交付いたしております。

国においては、DX推進の観点から、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、マイナンバーカードを確実、安全な本人確認、本人認証ができるデジタル社会のパスポートとし、身分証明書や健康保険証としての利用のほか、コンビニエンスストアでの諸証明の交付や各種行政手続での活用などを推進しており、併せてその安全・安心対策を講じておるところでございます。

町としましても、デジタル社会が推進される中、個人情報、マイナンバーの取扱いについては、改めて重要であると認識を高めているところでございます。住民の方に安心してマイナンバーカードを御利用いただくため、引き続き、誤りやトラブルのないよう適正な運用を徹底してまいります。

2点目の個人情報保護破壊は、垂井町まちづくり基本条例第6章の第17条の規定に違反すると思っておりますが、どうお考えですかについてでございます。

垂井町まちづくり基本条例第17条では、個人情報の保護として、行政は、別に条例で定めるところにより、住民の権利利益を保護するため、個人情報の収集、利用、提供や管理などを適切に行いますと規定されております。

別に条例で定めるところとして、垂井町個人情報保護法施行条例がございます。本条例におきまして、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項が定められており、個人情報の適切な取扱いについて規定がなされております。

議員のおっしゃるまちづくり基本条例以外の垂井町の条例、規程などに関しましても、個人情報保護について明記してあるものが幾つかございます。個人情報については適正な取扱いを確保し、個人のプライバシー等の権利、利益を保護することは行政にとって最も重要な責務であると認識しておるところでございます。

また、マイナンバーを含む個人情報については特定個人情報とし、さらなる適正な取扱いとするため、垂井町特定個人情報等の安全管理に関する基本指針、垂井町特定個人情報の取扱いに関する管理規程に基づき運用しておるところでございます。

個人情報の漏えいや流出などは絶対に起こしてはならず、今申し上げました条例、規程などを遵守し、適切に個人情報を取り扱っているところでございます。議員おっしゃられる個人情報破壊とならぬよう厳格に個人情報について取扱いをし、マイナンバーを所管する住民課のみならず、垂井町行政全般において各種業務の遂行をしておるところでございます。

3点目の大量の無保険者が生まれてくる可能性があります。どうされますか。町独自で交付・発行義務を継続しようと思われませんか、どうお考えですかでございます。

マイナ保険証を保有しない方への対応として、無保険扱いとならぬように資格確認書によるものが予定されております。資格確認書は当初申請によるとされておりましたが、当分の間、マイナ保険証を保有しない全ての方へは申請によらず交付できることと見直しがなされたところ

ろでございます。

町としましても、国民健康保険の方に対しまして、マイナ保険証を保有しない全ての方に資格確認書を申請の有無に関わらず交付し、保険診療を受けていただけるように現在考えておるところでございます。

マイナ保険証の運用については、まだまだ過渡期であると感じております。来年秋に予定されております被保険者証が廃止される際には資格確認が問題なくできるのか、不安の声も実際にございます。しかしながら、保険証は、正確なデータに基づく診療、薬の処方が受けられる、医療機関窓口での限度額以上の医療費の支払いが不要になるなどメリットがございます。安心してマイナ保険証が利用できる環境整備を進め、国や県の動向を注視し対応してまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） 一般質問の中で、世界の流れとして、マイナンバーカードは廃止の方向に入っているというふうに述べましたが、ドイツでは違憲判決で廃案、フランスでは国民の反対で導入不可、一度導入されたイギリスでも、個人情報流出の懸念からIDカードは廃止になっているということで、G7の中で何でもかんでもマイナンバーカードにひもづけをしようとしているのはもう日本だけ、世界の流れに逆らっていると思います。

それと、健康保険証の発行・交付義務が、これは公的医療機関の根幹なんです。これを守ってやってきたからこそ国民皆健康保険制度が維持できているんですよ。これをそういう、いわゆる国民の反対の声が強いから申請主義を、申請しなくても送るというふうな、今住民課長が御答弁なさったんですけれども、この問題は、一度法律が通ったからとしてもイギリスではもう逆転しているわけです。そういう意味で私はこれは問題、今後も徹底的に皆さんと討論をしていきたいと思っております。

時間も来ましたので、これをもちまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

〔2番 中川泰一君登壇〕

○2番（中川泰一君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問の内容としては、1つ目は不帰での土地利用及び農業振興について、2つ目は調整区域での地区計画に係る今後についてです。

1つ目の不帰の土地というのは、不帰茶生産組合が使用していた土地のことです。

ここで少し不帰茶生産組合を紹介いたします。

不帰茶生産組合は昭和60年6月5日に設立し、垂井町の事業の後押しで、圃場整備の面積は10万8,369平米、その後育成事業を行いました。その当時は会員数は97名で、茶の銘柄としては、やぶきた、奥みどりを生産していて、平成13年には岐阜県茶業振興大会において煎茶が

農林水産大臣賞を受賞されました。

不帰茶の不帰というのは地名から名づけられ、とても縁起がよいとされています。生産組合は、平成15年に刈取機械も3台導入され、品質向上もしたということ聞いております。平成20年には買取り価格がキロ当たり800円という高値になりましたが、重油の高騰、冷害被害があり、年々売上げも上がりませんでした。平成27年にはキロ当たり85円となり、組合の存続も危ういものと言われました。コロナ禍の中、茶葉の需要が少なくなり、垂井JAさんが令和3年にお茶事業の撤退を機に、令和5年4月に一番茶の刈取り終了後に38年続いた組合組織を清算し、解散という形となりました。

現在、10万平米ある不帰では、放置された茶畑や手入れされた茶畑もあり、それが全体の3割、茶の木を抜いた荒れ地が3割、防草シートを張って管理しているところが3割、畑として利用しているところが1割というのが現状です。せっかく垂井町に予算を出していただいたこの土地が今では耕作放棄地となり、土地の所有者もその土地を管理することが難しくなっております。

ここでお尋ねします。

現在、このような土地を垂井町ではどのように考えられておられますか。また、農地として可能な土地に、小麦、豆、ソバなどの作物を耕作するための補助金などを利用した促進の活用、また、農振除外の申請を提出し、これからは住宅、企業誘致の推進も可能だと思われそうですがどうでしょうか。

他の市町村でも農林水産省の食料・農地・農業基本計画において荒廃農地の発生・解消等に向けた対策を戦略的に進めている地域もあり、10月の議会視察研修で大分の豊後高田市に行った折には耕作放棄地に地域ぐるみで話し合いを実施し、特産であるオリーブの生産拡大による荒廃農地の解消に取り組んでいます。まだまだたくさん事例がありますが、垂井町として、これから不帰にどのような取組をしていただけるかお尋ねいたします。

続いて、2つ目の質問は、調整区域での地区計画に係る今後についてです。

私は6月議会の一般質問において、地区計画を進めてほしいと提案いたしました。その折に、町長にはスピード感を持って取り組んでほしいとお願いしましたが、今、岩手・栗原で地区計画の役員会を5回ほど行い、私も会に出席しています。少しは進んでいるみたいと思いますが、この先どのような取組で、いつまでに何を行うかということが分かりません。地区計画のスケジュール的なものがあればお答えしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問とします。よろしく申し上げます。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、中川議員の1つ目の御質問、不帰での土地利用及び産業振興についてお答えをさせていただきます。

これまで町では農業振興といたしまして、国の方針に基づき、地域で農業を支え合うため集

落営農組織の法人化を進め、農作業の効率化や担い手不足への対応などを行ってまいりました。この施策により、地域によって差はあるものの、農地の集約、集積が進み効率よく耕作が行えるようになってきたところでもあります。

しかし、高齢化や人口減少による農家数の減少により担い手不足が進み、水田の耕作放棄地は増えていないものの、集落営農組織が耕作を行わない、市街化調整区域の畑、市街化農地の田畑、または不整形や狭小、高低差など条件の悪い農地は耕作されずに草刈り管理のみを行っている農地が増えているのが現状です。

不帰地区につきましては、議員御発言のとおり過去にはお茶の栽培が行われていましたが、その生産を担っていました不帰茶生産組合は令和5年5月22日に解散いたしました。

防霜ファンなどお茶の生産に必要であった施設は組合解散前に撤去されましたが、その後は土地所有者が農地が荒廃しないよう草刈り管理や防草シートの施工など個人でお金をかけて管理されているのが現状です。

一部ではそのまま放置され管理されていない畑もありますが、農業委員会におきまして、農業委員や農地利用最適化推進委員に行っている農地パトロールにより、農地の現状を把握し、草刈りなどが必要な農地につきましては、土地所有者へ農地の適正な管理についての通知を発出しております。

また、まとまった農地としての活用につきましては、地元からの御相談もあり、大きな課題であるという認識の下、これまで培った様々なチャンネルを使い農地での活用についても検討してまいりました。一例といたしましては、農業関係機関に現地を確認していただき、どのような農作物なら栽培ができ農地として活用できるかを検討していただき、ある種類の野菜であれば栽培でき、出荷先も確保できるのではないかとのお話をいただき、試験的な実施を検討してまいりましたが、現在、担い手が確保できていない状況であります。

一方、農地以外の活用につきましては、令和3年度に行いました工場用地開発可能性調査におきまして検討いたしましたが、当該地区は農業振興地域の農用地であり、一団の農地でもあることから、農業振興地域からの除外、その後の転用につきましても第1種農地の許可基準に合致する必要があると、さらに市街化調整区域のため建物の建築が難しいことや、当該地が私有地の埋蔵文化財包蔵地であることから採掘等工事が難しいこと、高压電線があり地役権が設定されていること、付近には活断層があることなどがあり、工場開発などの土地利用が困難な状況であると考えております。

なお、議員の御発言にございました、米、大豆、ソバなどの作物を耕作するための補助金につきましては経営所得安定対策で、担い手の経営安定や食料自給率の維持向上を目的として農作物を生産、販売する担い手に交付金を交付する国の制度のことと思われまふ。この制度は、地目が田の農地に小麦や大豆を作付することで交付金が交付されるものであり、当該地のように地目が畑の農地は対象外となっております。

今後、町といたしましては、不帰地区が荒廃していかないように、土地所有者の動向も注視

しつつ、地域計画に位置づけるなど今後も活用につきまして検討してまいりたいと考えております。当面は、農業委員会や農協、県や岐阜県農業会議とも連携を図りながら、農地の適正管理の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは、中川議員の御質問の2点目、調整区域での地区計画に係る今後についてお答えをさせていただきます。

6月議会の一般質問におきまして、都市計画法に基づく地区計画制度を活用しながら、地域コミュニティの維持に向けた取組を進めてまいりたいと私お答えをさせていただきました。

その際、地区計画の策定までには約3年程度の時間を要すると併せて申し上げました。よって、今回につきましては、この3年間におけます具体の流れにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、現在の進捗状況でございますけれども、岩手・栗原の両地域におきまして、地区計画を考える会が、岩手地域では5回、栗原地域では7回、それぞれ開催されまして、地域としてどのような地域にしたいのか、地域の思いを地域で語っていただきながら、区域やルールなどに反映した骨子の作成に向け現在議論をさせていただいておるところでございます。この段階が1年目でございます。

2年目では、作成した骨子を基に地元説明会を開催するなど、地域において意思決定をさせていただきます。並行して、地区計画の原案を策定し、指定する区域内の地権者の皆様との合意形成を図った後、地域から町へ原案を提出していただき、その原案に基づきまして県との下協議に入ってまいります。

3年目からは、県との本協議や垂井町都市計画審議会などの手続を行いながら、都市計画決定をしてまいりたいと考えております。

前回の一般質問の際にも私申し上げましたが、地区計画はつくることが目的ではなく、まちづくりの取組における手段の一つであり、これがゴールではありません。さらに、その先の持続可能なまちづくりを見据え、進めていかなければならないと考えております。そのためにも地域の皆様それぞれの思いを地域全体の思いとして取りまとめ、これを地区計画に反映していく、こういった点を重視し、今後も取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

○2番（中川泰一君） 答弁ありがとうございました。

1番目の不帰の土地なんですけど、私は不帰に行っているいろいろ調べておるうちに、ここは本当に難しい土地、特に高圧線が2本走っておる。そして断層か、または崖という方も見られますけど、普通の田んぼよりちょっと高低差があって、北斜面で住宅にはちょっと不向きかなと

思っておる中で、この土地を私はせめて、営農組合さんが豆とか麦とかソバとかいろいろ作れるほうがいいかなと私は思っておるんですけど、今の現状でしたら、シートを張って、荒地でほかってある以上、土地の所有者が高齢もあってなかなか動いてくれない、もう草が生え放題なような土地になってしまうのではないかと思ひ、今日はちょっと一般質問させていただきましたが、ぜひ私はその土地を使っただけのようにしてほしいんですけど、先ほど草刈りの通知などを行っていると言われましたけど、どのようにされていますか。質問です。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 中川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

例えば農業委員会において、先ほどお話をさせていただきました農地パトロールですとか、また地元からの御相談に応じまして、地権者に対して草刈り管理等をお願いするための通知を发出しておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

○2番（中川泰一君） ありがとうございます。

その不帰の土地なんですけど、私も素人でちょっと分からないんですけど、畑という地目になっておるのを田んぼという形に地目を変えるのにそう難しいのでしょうか。やっぱり農振にかけな、農振除外をしないとできないというのが本当のことなのか。農振をやろうと思うと10年ぐらいかかると私は地域の人に言われたんですけど、それも何か難しいことなんじゃないか。よろしくお願ひします。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 中川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

大変申し訳ございませんが、畑を田んぼにする、地目を変えるための手段については私ちょっと詳しくないので、なかなか詳細なお答えはできかねるところがございますが、ただ、畑にしても田んぼにしましても、農振地域の農用地という形になりますので、今もし補助金か何かの活用というところを念頭に置いての御質問というところであれば、やはり先ほど御説明をさせていただきましたとおり、田んぼにいわゆるお米を植え付けていないときに、小麦ですとか大豆を作付することによって補助金が交付されるような形になりますので、今現状としましてはやはり農地として活用していくことを検討していくのが一番現実的なのかなというふうには考えておりますが、先ほども申しましたように、やはり例えばですけれども、野菜を作付するようなことを考えたとしても、今現状として、実はそれをやっていただける方がいないというふうなところがございます、そこで今は頓挫しているような状況でございます。

やはり農業をやっていただく方、田んぼもしかりですけれども、人口減少、また高齢化も相まちまして、やっていただく方が減っていく中で条件が悪いようなところをなかなか耕作をしていただく方が見つからないというような現状もございますので。ただ、先ほど申しましたように、やはりこのまま荒廃地にしていくということはやはり問題があるというふうに思ひますし、また、地元の方の皆さんの御尽力によって、聞いておりますと茶畑なんかはほかっておき

ますと、すぐ林地化、森林みたいになってしまうというところを今防草シートも張っていただきながら、何とか今の形に保っているという状況もありますので、今後とも、不帰が荒廃地にならないように、先ほども申しましたように、地域の方々の動向も踏まえながら引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

○2番（中川泰一君） ありがとうございます。

土地の所有者はとても管理するのが本当に大変な状況になっております。

ぜひとも町のお力を借りて畑候、田んぼ候にやっぱり戻していただけるとありがたいかなと思っております。また、防草シートなど、垂井町の補助金、補助的なことがその土地の所有者に与えられるならその土地の所有者も管理しやすいかなとは思っております。

それでは、2つ目の調整区域の地区計画のことをちょっとお尋ねします。

今の段階で1年目で役員会をやっておりますけど、2年目で地元で協議する、関係者のほうで。3年目で県のほうで協議、都市計画のほうを出すという形ですけど、持続可能なまちづくりをつくるのもいいと思うんですけど、やはりだんだん私ら、岩手というところに住んでますとソーラーの勢いがすごくて、今年の4月ですかね、農地法の3条の改正がありましたね。そのときに誰でも農地が買えるような時代になってきました。そこで、近くでも、もうソーラーの工事が始まってきます。できたら私はもっと早く地区計画を立てて、そういうのをさせていただきたくないもので、早く地区計画のほうを進めてほしいとは思っておりますけど、時代がそういう背景、市街化調整区域がそういうものだと思われるとちょっとしゃくですけど、市街化区域でもそういう荒地、荒廃地がたくさんある中で、やっぱり調整区域のほうも十分見直してほしいと思います。

最後になりますけど、町長にちょっとお尋ねします。

このような町がお金を出していただいた不帰の土地なんですけど、今後、先ほどもお話ありましたけど、どういうふうな方向で、どういうふうに持っていきたいかということ、ちょっと答弁があるとありがたいです。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 中川議員の再質問にお答えしたいと思います。

大変厳しい回答も含んだ内容になろうかと思いますが、基本的に圃場整備をして、当時の助役をなさってみえた、元県会議員の時代だったと思います。私も当時奉職しておりましたのでそのことをよく記憶をいたしておりますが、先ほど不帰生産組合の経歴等々お話をなさいました。なぜ、その手前で様々なことを組合のあるうちに様々な今御提言いただいたことに少しでも、地区計画しかりでございますが、せつかく組合で役員がそろってみえるときに、仮に何かをそこへ導入するにしても組合があることで一個人ずつの折衝を回らずとも総会の議決機能とかいうことを30年もやっていらっしゃったという、そういう機能が果たせたということ、非常

に残念に思うところもございます。一旦解散したら、もう組合の相手方の役員さんと協議するのではなく、個々人の方とお話をするという轍を踏まざるを得ない関係性が出てまいりましたので、これは地区で中川議員が代表として質問されるのも重々私もよく理解できますので、企業誘致の候補地の調査にも調整区域の中、全部当たらせましたが、先ほど自らおっしゃっていただきましたように送電線の関係とか、北斜面にちょっと土地がなっておるといったようなことから、そういったことをいじりかけると土地全体も基盤を造るだけでも物すごくデメリットがあるというような結果が出て残念に思っておるところでございますが、しばらくどういうふうにするか公共投資したところにさらにまたどういうふうに手をかけるかというのは、これは地権者の皆さん、そしてまた議員の皆さんとも少し時間をかけて調整させていただかないと、過去に公金でやったところに、そこをほんなら今度どんなことをやるんやということになりますと、調整区域という枠の中で何が最大になされる施策なのかということをちょっと今、回答に思案がございませんが、そういったことをもう絶え間なく話合いを続けて、みんなでどうあるべきかというのを模索するしかないかなというふうに思っておるところでございます。何とぞ御理解賜りたいと思います。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

○2番（中川泰一君） 町長、御答弁ありがとうございました。

不帰も地域の人たちが、やっぱり自分たちで話し合っ、ここはこういうものを作るんだと、大まかに言えば本当は組合をつくってあそこでやり直すのが一番いいと思うんですけど、地域の住民たちがやっぱりやるのが一番いいかなと思います。それでもやっぱりなかなか組合もできずに、今の現状ですけど、これから先また変わった形になってくるかも分かりませんが、ぜひ垂井町のほうの助けがあると大変いいかなと思っております。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） これからの模索について触れていただきました。

町もぜひとも、地域に任せっきりじゃなしに、地区計画の会合の中でもその場所についての取扱いも俎上に上げていただくなりしていただいて、少しでもいい方向性に知恵が出し合えればと思っております。

それから、先ほど御提言の御質問の中でお話ございました。ソーラーパネルをやるというのをぜひとも地区計画の中で排除できればということ、私もそのように思うところが多々ございますので、今後ともしっかりと調整を図ってまいりたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

○2番（中川泰一君） 再度、町長ありがとうございました、答弁。

やはり垂井町に住んでおる限り、やっぱりそういう荒廃地をなくしたいなという思いがひしひしと湧いてきます。

私の、これで一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。



○議長（若山隆史君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時 22 分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 鈴 木 準 二

会議録署名議員 山 田 成 利